

令和2年度 予算(案)主要事項

文部科学省初等中等教育局

目 次

| | |
|--|-----|
| ○ 事項別表 | 1 |
| 1. 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（チームとしての学校運営体制の推進） | 7 |
| ◆義務教育費国庫負担金 | |
| ◆専門スタッフ・外部人材の拡充 | |
| ◆学校における働き方改革の推進 | |
| 2. 新時代の学びを支える先端技術の活用推進 | 28 |
| 3. 教育課程の充実 | 32 |
| 4. 情報教育・外国語教育の充実 | 36 |
| 5. 道徳教育の充実 | 43 |
| 6. Society5.0に向けた人材育成 | 45 |
| 7. 虐待、いじめ・不登校対応等の推進 | 49 |
| 8. 子供の体験活動の推進 | 58 |
| 9. 幼児教育の振興 | 61 |
| 10. キャリア教育・職業教育の充実 | 74 |
| 11. 学校健康教育の推進 | 79 |
| 12. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進 | 83 |
| 13. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実 | 86 |
| 14. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進 | 96 |
| 15. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業 | 103 |
| 16. 高校生等への修学支援等 | 105 |
| 17. 義務教育教科書の無償給与 | 111 |
| 18. 地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業 | 113 |

令和2年度予算額(案)事項別表

(初等中等教育局)

| 事 項 | 前 年 度 予 算 額 | 令和2年度 予算額(案) | 比 較 増 △ 減 額 | 備 考 | |
|--|----------------|-----------------|----------------|--|--|
| | 千円 | 千円 | 千円 | | |
| 1. 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築(チームとしての学校運営体制の推進) | 1,533,502,504 | 1,536,734,477 | 3,231,973 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">説明資料1 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> 1. 義務教育費国庫負担金 (1,520,033,000) 1,522,141,000 2. 専門スタッフ・外部人材の拡充 (13,469,504) 14,561,644 (1)スクールカウンセラーの配置充実【後掲】 (4,738,034) 4,865,637 (2)スクールソーシャルワーカーの配置充実【後掲】 (1,721,662) 1,805,511 (3)補習等のための指導員等派遣事業 (5,521,194) 6,241,706 <ul style="list-style-type: none"> ①学力向上を目的とした学校教育活動支援 (3,073,194) 3,197,973 ②スクール・サポート・スタッフの配置 (1,440,000) 1,901,333 ③中学校における部活動指導員の配置 (1,008,000) 1,142,400 (4)看護師、外部専門家の配置【後掲】 (1,480,496) 1,648,790 前年度限りの経費 (8,118) 0 3. 学校における働き方改革の推進 (0) 31,833 <ul style="list-style-type: none"> (1)学校における働き方改革推進事業 (0) 31,833 | |
| | (参考)復興特別会計 | | | | |
| | 1,777,194 | 1,607,000 | △ 170,194 | 義務教育費国庫負担金 | |
| | 257,391 | 452,769 | 195,378 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">説明資料2 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> 1. 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業 (257,391) 452,769 | |

| 事 項 | 前 年 度 予 算 額 | 令和2年度 予算額(案) | 比 較 増 △ 減 額 | 備 考 |
|----------------------|----------------|-----------------|----------------|--|
| 3. 教育課程の充実 | 2,799,899 | 2,922,090 | 122,191 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料3 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> (502,249) 1. 読解力等の学力向上のための取組の推進 608,629 (1,916,886) 2. 理数教育の充実のための総合的な支援等 1,916,884 (69,716) 3. 次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する 70,422 先導的研究開発 (148,713) 4. 現代的課題に対応した教育の充実等 145,876 (139,095) 5. 特別支援学校学習指導要領等の趣旨徹底等 154,131 及び学習・指導方法の改善・充実 【後掲】 (23,240) 6. 幼稚園教育課程の理解の推進【後掲】 26,148 |
| 4. 情報教育・外国語教育 の充実 | 1,706,974 | 1,445,806 | △ 261,168 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料4 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> (188,950) 1. 小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業 133,440 (257,391) 2. 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究 452,769 事業【再掲】 (15,545) 3. 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に 19,780 関する実証研究 (626,558) 4. 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 379,820 (113,310) 5. WWL(ワールド・ワイド・ラーニング) 151,072 コンソーシアム構築支援事業【後掲】 |

| 事 項 | 前 年 度 予 算 額 | 令和2年度 予算額(案) | 比 較 増 △ 減 額 | 備 考 |
|-----------------------|-------------------------|-----------------|----------------|--|
| 5. 道徳教育の充実 | 4,207,227 | 4,236,299 | 29,072 | 説明資料5 参照 (4,207,227) 1. 道徳教育の抜本的改善・充実等 4,236,299 |
| 6. Society5.0に向けた人材育成 | 643,418 | 862,289 | 218,871 | 説明資料6 参照 (257,391) 1. 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業【再掲】 452,769 (113,310) 2. WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 151,072 (251,117) 3. 地域との協働による高等学校教育改革推進事業 252,448 |
| 7. 虐待、いじめ・不登校対応等の推進 | 6,931,102 | 7,165,891 | 234,789 | 説明資料7 参照 (6,885,319) 1. いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 7,090,891 (6,690,054) (1)外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等 7,021,216 (167,460) (2)いじめ対策・不登校支援等推進事業 40,932 (27,805) (3)有識者会議等開催経費等 28,743 (45,783) 2. 夜間中学の設置促進・充実 75,000 |
| | (参考)復興特別会計 2,378,272 | 2,219,003 | △ 159,269 | 緊急スクールカウンセラー等活用事業 |
| 8. 子供の体験活動の推進 | 116,725 | 115,613 | △ 1,112 | 説明資料8 参照 (99,365) 1. 健全育成のための体験活動推進事業〔総合教育政策局に計上〕 99,365 (17,360) 2. 小・中学校等における起業体験推進事業【後掲】 16,248 |

| 事 項 | 前 年 度 予 算 額 | 令和2年度 予算額(案) | 比 較 増 △ 減 額 | 備 考 |
|------------------------|----------------|-----------------|----------------|---|
| 9. 幼児教育の振興 | 4,238,200 | 4,366,865 | 128,665 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料9 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> (342,254) 1. 幼児教育の質の向上 390,352 (147,532) ①幼児教育推進体制の充実・活用強化事業 190,330 (20,611) ②幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業 29,136 (70,493) ③幼稚園の人材確保支援事業 75,561 (41,217) ④幼児教育の教育課題に対応した指導方法 充実調査研究 57,830 (23,240) ⑤幼稚園教育課程の理解の推進 26,148 (11,248) ⑥ECEC Network事業の参加 11,347 (3,895,946) 2. 幼児教育の環境整備の充実 3,976,513 (3,370,546) (1) 認定こども園等への財政支援 3,486,513 <small>※予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)を除く</small> (525,400) (2) 私立幼稚園の施設整備の充実 490,000 <small>※予算額は、臨時・特別の措置(防災・減災、国土強靱化関係)を除く</small> |
| 10. キャリア教育・職業教育 の充実 | 367,355 | 330,102 | △ 37,253 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料10 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> (23,077) 1. 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる 若者を育むキャリア教育推進事業 21,360 (8,443) 2. 地域を担う人材育成のためのキャリア プランニング推進事業 8,443 〔総合教育政策局に計上〕 (84,718) 3. スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール 47,851 (251,117) 4. 地域との協働による高等学校教育改革 推進事業【再掲】 252,448 |
| 11. 学校健康教育の推進 | 181,424 | 156,172 | △ 25,252 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料11 参照</div> <ul style="list-style-type: none"> (74,393) 1. 学校保健推進事業 74,826 (107,031) 2. 学校給食・食育総合推進事業 81,346 |

| 事 項 | 前 年 度 予 算 額 | 令和2年度 予算額(案) | 比 較 増 △ 減 額 | 備 考 |
|-----------------------------------|-------------------------|-----------------|----------------|--|
| 12. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進 | 2,461,883 | 2,410,007 | △ 51,876 | 説明資料12 参照 (2,331,741) 1. へき地児童生徒援助費等補助金 2,354,838 (130,142) 2. 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 55,169 |
| 13. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実 | 2,500,550 | 2,546,102 | 45,552 | 説明資料13 参照 (1,795,638) 1. 切れ目ない支援体制整備充実事業【再掲】 1,919,081 (59,376) 2. 学校における医療的ケア実施体制構築事業 29,085 (212,507) 3. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 149,559 (10,115) 4. 学校と福祉機関の連携支援事業 7,702 (0) 5. 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進【新規】 21,200 (139,095) 6. 学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実【再掲】 154,131 (45,446) 7. 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 34,607 (26,024) 8. 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業 20,598 (209,837) 9. 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 207,393 (2,512) 10. その他(特別支援教育関係連絡会議等) 2,746 |
| 14. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進 | 2,520,515 | 2,486,821 | △ 33,694 | 説明資料14 参照 (1,721,662) 1. スクールソーシャルワーカーの配置充実【再掲】 1,805,511 (130,142) 2. 高校生等の就職・就学支援等 55,169 (668,711) 3. 要保護児童生徒援助費補助 626,141 (参考) (594,447) 被災児童生徒就学支援等事業 (大規模災害等対応分) 910,607 |
| | (参考)復興特別会計 4,382,179 | 3,019,531 | △ 1,362,648 | 被災児童生徒就学支援等事業 |
| 15. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業 | 995,310 | 995,310 | 0 | 説明資料15 参照 |

| 事 項 | 前 年 度 予 算 額 | 令和2年度 予算額(案) | 比 較 増 △ 減 額 | 備 考 |
|---|----------------|-----------------|----------------|---|
| 16. 高校生等への修学支援等 | 393,920,851 | 448,390,972 | 54,470,121 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料16 参照</div> (370,894,255) 1. 私立高等学校授業料の実質無償化 (高等学校等就学支援金交付金) 424,795,223 (0) 2. 専攻科の生徒への修学支援 245,258 (132,665) 3. 高校等で学び直す者に対する修学支援 276,433 (2,489,830) 4. 高等学校等就学支援金事務費交付金 2,781,820 (13,425) 5. 公立高等学校授業料不徴収交付金 10,740 (13,930,980) 6. 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金) 13,610,350 (6,592,361) 7. 高校中途退学の未然防止及び高校中退者 に対する修学支援等による切れ目ない支援 【再掲】 6,947,581 |
| 17. 義務教育教科書の無償給与 | 44,791,302 | 46,013,317 | 1,222,015 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料17 参照</div> (44,791,302) 義務教育教科書購入費 46,013,317 |
| 18. 地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業 | 0 | 192,184 | 192,184 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">説明資料18 参照</div> |

1. 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（チームとしての学校運営体制の推進）

（前年度予算額 1,533,503百万円）

令和2年度予算額案 1,536,734百万円

〔参考：復興特別会計 1,607百万円〕

1. 要 旨

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であり、あらゆる手立てを尽くして総合的に取り組むため、予算、制度、学校・教育委員会での改善の総力戦を徹底して行い、その組み合わせで成果を出していくことが必要。

このため、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化などを一体的に推進する。

2. 内 容

◆義務教育費国庫負担金 1,522,141百万円(1,520,033百万円)

義務教育費国庫負担制度は、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県及び指定都市が負担した経費の3分の1を国が負担するものである。

- ・教職員定数の改善 +82億円 (+3,726人)
- ・教職員定数の自然減等 ▲86億円 (▲3,925人)
- ・教職員配置の見直し ▲43億円 (▲2,000人)
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲4億円
- ・人事院勧告による給与改定 +72億円

≪教職員定数の改善≫ +3,726人

1. 学校における働き方改革 +3,341人

①教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上

(※) 教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上のための加配定数の活用に当たっては、在校等時間の客観的な把握が確実になされていることが必要。

○小学校専科指導の充実

- ・小学校英語専科指導のための加配定数 +1,000人

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実

(※1) 専科指導教員の英語力に関する要件

- ① 中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
- ② 2年以上の外国語指導助手(A L T)の経験者
- ③ C E F R * B 2相当以上の英語力を有する者

* 外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠

- ④ 海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者

(注) ②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要。

(※2) より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあつて一定以上の英語力(C E F R B 2相当以上等)を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

- ・義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,201人
子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年における専科指導に積極的に取り組む複数の学校（「学園」）等を支援

（※）指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のティームティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残りの4,000人については、高学年の体育や理科といった専科指導が行われる教科にも活用されている。この定数については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直す。（2年間で段階的に実施）

- 中学校における生徒指導や支援体制の強化 + 100人
中学校における学びや生活に関する課題への対応を行うため、生徒指導や支援体制を強化

②学校運営体制の強化

- ・学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員） + 20人
- ・主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 + 20人

- 2. 複雑化・困難化する教育課題への対応【再掲を除く】 + 385人
- ・教育課題への対応のための基礎定数化関連 + 315人
（平成29年3月義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

| | | | |
|----------|--------|--------|-------|
| ・通級による指導 | + 426人 | ・日本語指導 | + 79人 |
| ・初任者研修 | + 39人 | ・自然減等 | ▲229人 |
- ・いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 + 100人【再掲】
- ・貧困等に起因する学力課題の解消 + 50人
- ・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備（養護教諭、栄養教諭等） + 20人
- ・子供が切磋琢磨できる学習環境の整備（統合校・小規模校への支援） + 201人【再掲】

（参考：復興特別会計）

震災に起因し厳しい教育環境下に置かれている児童生徒のための学習支援等のため711人の加配措置。

1,607百万円(1,777百万円)

◆専門スタッフ・外部人材の拡充

○スクールカウンセラーの配置充実【後掲】〔補助率1／3〕

4,866百万円（4,738百万円）

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置（27,500校）
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置（500校）
- ・貧困対策のための重点配置（1,400校）
- ・虐待対策のための重点配置（1,000校）
- ・教育支援センターの機能強化（250箇所）
- ・スーパーバイザーの配置（67人）等

○スクールソーシャルワーカーの配置充実【後掲】〔補助率1／3〕

1,806百万円（1,722百万円）

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000中学校区）
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置（500校）
- ・貧困対策のための重点配置（1,400校）
- ・虐待対策のための重点配置（1,000校）
- ・教育支援センターの機能強化（250箇所）
- ・スーパーバイザーの配置（67人）等

○補習等のための指導員等派遣事業〔補助率1／3〕

6,242百万円（5,521百万円）

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

（1）学力向上を目的とした学校教育活動支援 3,198百万円（3,073百万円）

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援。（7,700人→8,000人）

- ・想定人材：当該分野に知見のある人材（退職教職員や教師志望の大学生など）
- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・負担割合：国1／3，都道府県・指定都市2／3

《具体例》

- ・補習や発展的な学習への対応
- ・外国人児童生徒等の学力向上への取組
- ・地域の教育資源を活用した学習活動の支援（総合的な学習の時間の学校外学習）
- ・不登校・中途退学への対応、いじめへの対応
- ・キャリア教育支援、就職支援
- ・校長経験者による若手教員への授業指導
- ・子供の体験活動の実施への支援

(2) スクール・サポート・スタッフの配置 1,901百万円(1,440百万円)

教師が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教師の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。(3,600人→4,600人)

- ・想定人材：地域の人材（卒業生の保護者など）
- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・負担割合：国1/3, 都道府県・指定都市2/3

※教師の負担軽減を図るための事業として実施。各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

(3) 中学校における部活動指導員の配置 1,142百万円(1,008百万円)

- ・適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員※の配置を支援。

(9,000人→10,200人)

※ 学校教育法施行規則第78条の2に該当する部活動指導員

- ・広域的に人材確保をするための交通費を支援【新規】（

- ・想定人材：指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材
- ・実施主体：学校設置者(主に市町村)
- ・負担割合：国1/3, 都道府県1/3, 市町村1/3
(指定都市にあっては国1/3, 指定都市2/3)

- ※ スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。
- ※ 支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。
- ※ 交通費については、人材確保のための人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者に対して支援を行う。

○看護師、外部専門家の配置（切れ目ない支援体制整備充実事業の内数）

〔補助率1/3〕【後掲】

1,649百万円(1,480百万円)

〔補助事業者：都道府県、市区町村、学校法人〕

- ・医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師や特別支援学校における自立活動の充実を図るための外部専門家（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）の配置(2,448人)

◆学校における働き方改革の推進

○学校における働き方改革推進事業

32百万円(新規)

教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況の調査実施・分析、都道府県・市町村別公表等や、これまでの業務改善の取組事例や全国から集めた優良事例の展開を通じて、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルを構築する。

- ・教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査・分析等
- ・優良事例展開（働き方改革フォーラムの実施）

※優良事例アーカイブサイトの構築については、地方教育行政推進事業にて実施

義務教育諸学校等の体制の充実(チームとしての学校)及び学校と地域との連携・協働体制の構築を図るための関連予算 (令和2年度予算額(案))

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実や、学校と地域との連携・協働体制の構築を図ることにより、学校における働き方改革を進めるとともに、複雑化・多様化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実

① 教職員(義務標準法で基幹的な教職員として規定)

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革(義務教育費国庫負担金) 令和2年度予算額(案) 3,726人の定数改善(振替2,000人を除く改善は1,726人)

○加配定数の改善: 3,411人増 ○基礎定数の改善: 315人増

■学校における働き方改革

- ・義務教育9年間を見通した指導体制支援(小学校英語専科指導を含めた専科指導の充実)
- ・中学校における学びや生活に関する課題への対応
- ・学校総務・財務業務の軽減による学校の運営体制の強化(事務職員)
- ・主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化



■複雑化・困難化する教育課題への対応

- ・平成29年の義務標準法改正に伴う基礎定数化関連(通級による指導、日本語指導、初任者研修)の定数の増減
- ・貧困等に起因する学力課題の解消
- ・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備(養護教諭、栄養教諭等)
- ・子供が切磋琢磨できる学習環境の整備(統合校・小規模校への支援)(再掲)

③ サポートスタッフ:学校の実情に応じ、補助金等により配置促進

スクール・サポート・スタッフの配置 令和2年度予算額(案):19億円(5億円増)

○配置人数 4,600人 (主な業務内容)・学習プリント等の印刷・仕分け、採点業務の補助、来客対応や電話対応 (+1,000人)

中学校における部活動指導員の配置 令和2年度予算額(案):11億円(1億円増)

○配置人数 10,200人 (主な業務内容)・部活動の実技指導や学校外での活動(大会・練習試合等)への引率 (+1,200人)

- ・教師を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、**学校の教育力・組織力を向上**。
- ・校長のリーダーシップの下、**教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担**。
- ・併せて、平成31年1月にとりまとめられた**学校における働き方改革に関する中央教育審議会答申**を踏まえ、**業務改善を一層徹底**。
- ・これらにより、**学校における働き方改革を進め、教師は授業など子供への指導に一層専念**。

② 資格等を有する専門スタッフ:学校の実情に応じ、補助金等により配置促進

スクールカウンセラー 令和2年度予算額(案):49億円(1.3億円増)

○全公立小中学校への配置 : 27,500校

○貧困対策のための重点配置 : 1,400校

○虐待対策のための重点配置【新規】: 1,000校

○いじめ・不登校対策のための重点配置【新規】: 500校

○質向上のためのスーパーバイザーの配置【新規】: 67人

(主な業務内容)・児童生徒へのカウンセリング、教職員、保護者に対する助言・援助
・事件・事故等の緊急対応における児童生徒の心のケア 等



スクールソーシャルワーカー 令和2年度予算額(案):18億円(1億円増)

○全中学校区への配置 : 10,000中学校区

○貧困対策のための重点配置 : 1,400校

○虐待対策のための重点配置【新規】: 1,000校

○いじめ・不登校対策のための重点配置【新規】: 500校

○質向上のためのスーパーバイザーの配置 : 47人 → 67人

(主な業務内容)・福祉関係の関係機関・団体とのネットワーク構築、連携・調整
・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 等

看護師、外部専門家 令和2年度予算額(案):19.2億円の内数(1.2億円増)

○切れ目ない支援体制整備充実事業

・医療的ケアのための看護師: 1,800人 → 2,100人

・特別支援学校における自立活動充実のための外部専門家: 348人

学校教育活動支援 令和2年度予算額(案):32億円(1億円増)

○配置人数 8,000人 (主な業務内容)・児童生徒の学習サポート、専門性を持った外部講師による出前授業等 (+300人)

学校と地域との連携・協働体制の構築

学校と地域が対等な立場で話し合い、役割分担を見直し、互いに**連携・協働する体制を構築**。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進 令和2年度予算額(案):67億円(8億円増)

- ・保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会の設置・促進、及び持続可能な推進体制の構築
- ・地域学校協働活動推進員等の配置と組織的で安定的に継続できる「地域学校協働本部」の整備(地域学校協働本部:7,000本部→8,000本部)
- ・様々な地域学校協働活動のうち、登下校や休み時間における対応など学校における働き方改革を踏まえた取組と地域における学習支援等に対して重点的に支援



新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

令和2年度予算額（案）

1兆5,221億円（21億円増）

（前年度予算額 1兆5,200億円）



文部科学省

学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数**+3,726人**を改善（振替2,000人を除く改善は+1,726人）
 学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、新学習指導要領の円滑な実施を実現（令和元年度予算は+1,456人）

| | | | | | |
|-------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|--------|
| ・教職員定数の改善 | + 82億円（+3,726人） | ・教職員配置の見直し | ▲43億円（▲2,000人） | ・人事院勧告による給与改定 | + 72億円 |
| ・教職員定数の自然減等 | ▲ 86億円（▲3,925人） | ・教職員の若返り等による給与減 | ▲ 4億円 | 計 対前年度 | +21億円 |

学校における働き方改革

計 **+3,341人**

加配定数 **+3,411人**

教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上

（※）教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上のための加配定数の活用にあたっては、在校等時間の客観的な把握が確実になされていることが必要。

◆小学校専科指導の充実

+3,201人

・小学校英語専科指導のための加配定数

+1,000人

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実

- （※1）専科指導教員の英語力に関する要件①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者、②2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者、③CEFR* B2相当以上の英語力を有する者、④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者）

*外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠

（注）②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要。

- （※2）より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあつて一定以上の英語力（CEFR B2相当以上等）を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

・義務教育9年間を見通した指導体制への支援

+2,201人

専科指導に積極的に取り組む学校や、子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年における専科指導に積極的に取り組む複数の学校（「学園」）を支援。

（※）指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のチーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残りの4,000人については、高学年の体育や理科といった専科指導が行われる教科にも活用されている。この定数については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直す。（2年間で段階的に実施）

◆中学校における生徒指導や支援体制の強化

+ 100人

中学校における学びや生活に関する課題への対応を行うため、生徒指導や支援体制を強化

学校運営体制の強化

◆学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）

+ 20人

◆主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化

+ 20人

複雑化・困難化する教育課題への対応（再掲除く）計 **+385人**

基礎定数 **+315人**

教育課題への対応のための基礎定数化関連

（H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

+315人

◆発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実

+426人

◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実

+ 79人

◆初任者研修体制の充実

+ 39人

※基礎定数化に伴う定数減等

▲229人

◆いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化

（再掲）**+100人**

◆貧困等に起因する学力課題の解消

+ 50人

◆「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備（養護教諭、栄養教諭等）

+ 20人

◆子供が切磋琢磨できる学習環境の整備

（統合校・小規模校への支援）

（再掲）**+201人**

現在、中央教育審議会で、小学校高学年における本格的な教科担任制の導入など、新しい時代を見据えた学校教育の実現に向けて、教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討が行われており、これらの検討については、令和元年度中に方向性を、令和2年度には答申をいただいた上で、教師の勤務実態状況調査を実施することとなる令和4年度以降に必要な制度改正が実施できるよう、文部科学省として検討を進めることとしている。令和3年度においては、「義務教育9年間を見通した指導体制への支援」のための令和2年度予算の効果を検証し、子供が切磋琢磨できる学習環境の整備の観点を含め、その検証結果を上記の制度改正に反映する。

小学校英語専科指導のための加配定数

- 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う授業時数増（小3～6：週1コマ相当）に対応するとともに、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実

【H30年度 +1,000人 R1年度 +1,000人 **R2年度 +1,000人（案）** 合計 +3,000人】

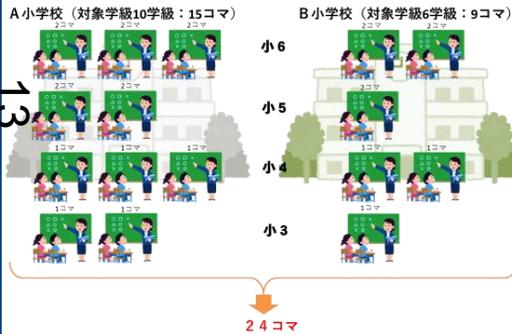
- ※1 専科指導教員の英語力に関する要件（①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者、②2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者、③CEFR（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）B2相当以上の英語力を有する者、④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者）

（注）②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者には特別免許状を授与することが必要。

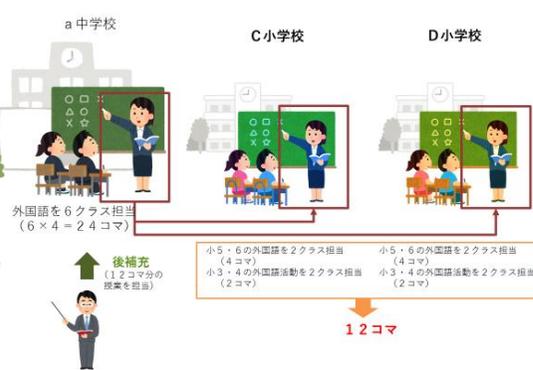
- ※2 より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあたって一定以上の英語力（CEFR B2相当以上等）を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

小学校英語専科指導のための加配定数の活用の例

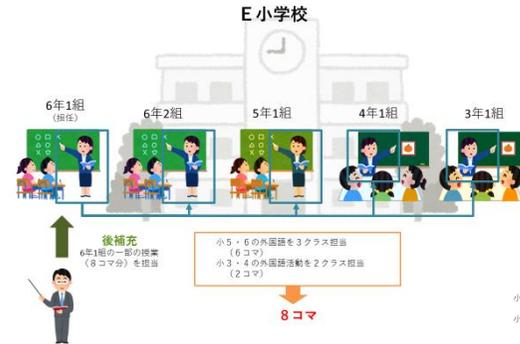
● 小学校英語専科教諭を配置する場合（兼務の場合）の例



● 中学校の英語教員を活用する場合の例



● 小学校の担任教諭（一定の英語力を有する者）を活用する場合の例



● 非常勤講師を活用する場合の例



業務の役割分担や授業時数の適正化等

- 5学級以下の小規模校については、学校や教師の業務の役割分担や適正化を実施、また他の加配定数を活用。

- 標準授業時数を上回る授業計画を実施している学校における教師の指導体制等を踏まえた授業時数の適正化。

※ 標準授業時数を上回る授業計画が88単位時間（週当たり2.5コマ）未満の学校の割合：約76%
※ 「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（H31.3.29通知）において、教育課程の編成・実施に当たっての留意事項（指導体制に見合った授業時数の設定等）を示している。

- 実社会・実生活との関わりを重視した新学習指導要領の趣旨を実現し、地域の教育資源の活用による個々の児童生徒に応じた多様な学習活動の充実を図る観点から、「総合的な学習の時間」の4分の1程度まで、学校外の学習活動を教師の立ち合いや引率を伴わずに実施することが可能。

※「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」（H31.3.29通知）において留意事項等を示している。

なお、総合的な学習の時間の学校外の学習活動を計画実施する際、必要に応じて「補習等のための指導員等派遣事業」（補助率1/3）を活用することで教師の負担軽減を可能とする。

（活用例）①担当教師が指導計画の作成や地域との調整を行う際に授業代替をする非常勤講師を配置、②地域と連携して学習活動を行う際に外部人材を特別非常勤講師として活用

義務教育9年間を見通した指導体制への支援

- **小学校では、4割の学校が算数の授業においてチーム・ティーチング（以下「TT」という。）を実施しており、そのほか1～2割の学校が高学年の体育や理科の授業においてTTを実施している。一方で、体育や理科では専科指導も行われる傾向**にある。また、平成31年1月25日の中教審答申において、これまでの加配定数について「教師一人一人の業務負担の軽減という観点から十分な効果が生じているとは言えない」と指摘されたほか、現在、中教審において「小学校における教科担任制の導入」についての検討が進められている。以上の点を踏まえ、指導方法工夫改善定数は令和元年度で3.3万人であるが、小学校のTTで活用することとしている6,800人のうち、算数での活用が見込まれる4割を除く**4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直し、小学校の専科指導^(*)に積極的に取り組む学校を支援^(**)する。**

(2年間で段階的に実施)

【2年間 (R2～R3) の支援等： 4,000人 R2年度予算(案) 2,000人】
 (教員配置の見直し：▲4,000人 R2年度予算(案) ▲2,000人)

4 (※) 各都道府県・指定都市において、授業負担軽減の観点から、例えば学校規模に比べて専科教員の配置が少ない学校（11学級から14学級、あるいは19学級から23学級規模の小学校）において、専科指導に積極的に取り組む学校を支援。その際、「小学校英語専科指導のための加配定数」と併せて活用することで、学校の働き方改革に資する効果的な取組を実施することが可能。

- さらに、小学校の教師の持ち授業時数の軽減や、少人数学校における児童生徒が切磋琢磨し協働する環境整備の観点
を踏まえ、**子供が切磋琢磨できる学習環境を整備**するとともに、**小学校高学年において専科指導等^(*)に積極的に取り組む複数の学校（以下「学園」という。）を支援**する。

【R2年度予算(案)：201人（134学園[67都道府県・指定都市×2学園]×1.5人（**））】

(**) 新規の取組であり、小規模な学校から取組が広がることを想定して、措置する加配は1人又は2人とする。

- 現在、中央教育審議会で、**小学校高学年における本格的な教科担任制の導入など、新しい時代を見据えた学校教育の実現に向けて、教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討**が行われており、これらの検討については、**令和元年度中に方向性を、令和2年度には答申**をいただいた上で、教師の勤務実態状況調査を実施することとなる**令和4年度以降に必要な制度改正**が実施できるよう、文部科学省として検討を進めることとしている。**令和3年度においては、「義務教育9年間を見通した指導体制への支援」のための令和2年度予算の効果を検証し、子供が切磋琢磨できる学習環境の整備の観点を含め、その検証結果を上記の制度改正に反映する。**

(*) 「小学校の専科指導」とは、小学校において、学級担任制を前提としつつ、体育や理科など一部の教科を専門に担当する学級担任以外の教師が授業を行うもの。

(**) 「小学校高学年における専科指導等」とは、小学校高学年における専科指導に加え、その取組を拡大し、例えば、中学校の教師や中学校の免許状を有する非常勤講師を活用しながら、ほとんどの教科において、教科を専門に担当する教師が授業を行うもので、中学校の教科担任制のような指導。

(公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査における「教科等の担任」の定義とは必ずしも一致しない。)

子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、 小学校高学年において専科指導に積極的に取り組む学校への支援

該当する学校群の要件

- 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群（以下「学園」という。）で、学園運営を行うこととしていること。
- 要綱等においては、小学校高学年における専科指導を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことが明記されていること。
- なお、上記の要件を満たしていれば、学校統廃合を行う取組や、義務教育学校を設置する取組も対象とすることができる。

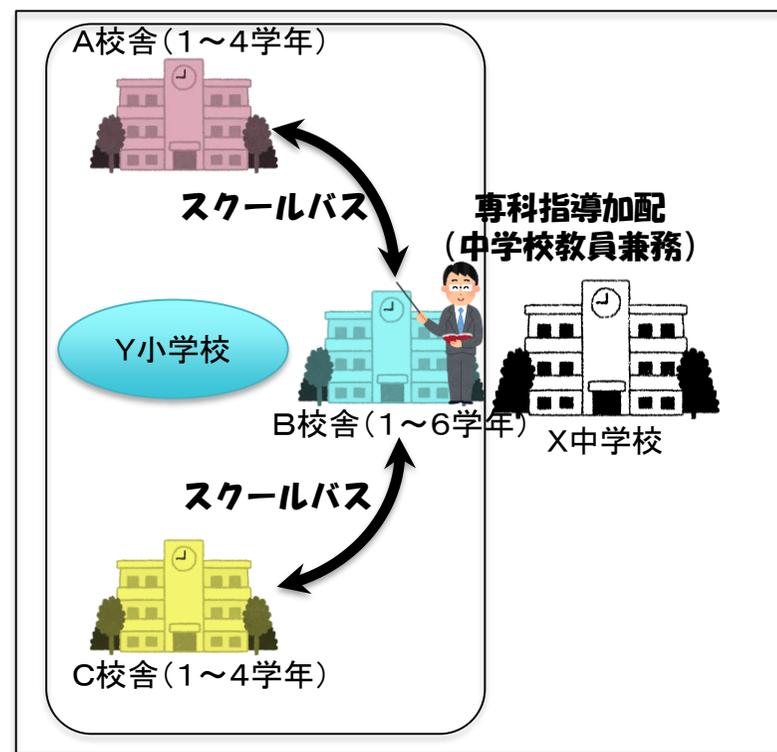
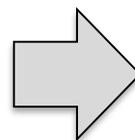
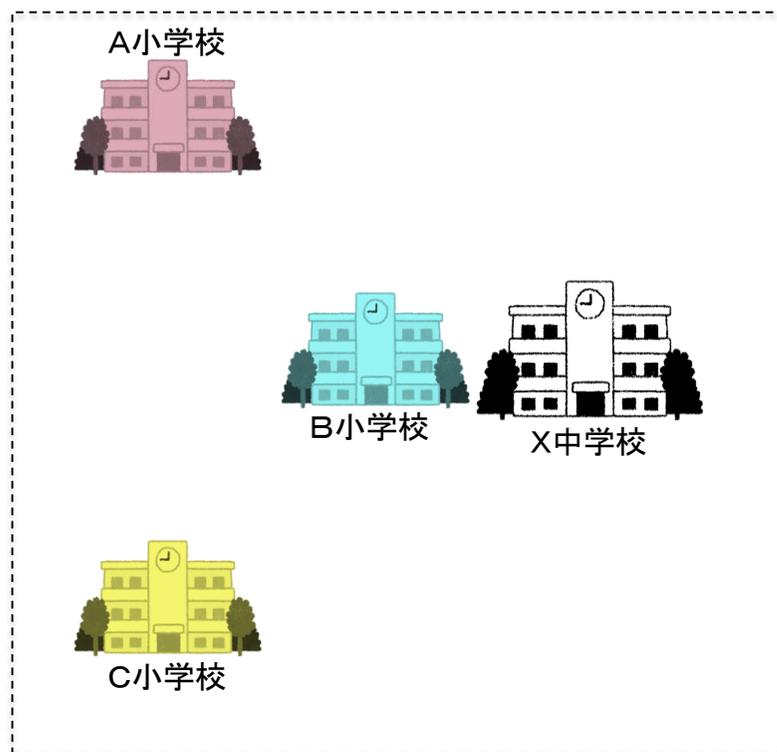
支援内容（加配、スクールバス購入費又は運行委託費の補助）

- <加配> 小学校高学年の専科指導に積極的に取り組む場合に、専科指導加配を措置。【R2年度予算(案) 201人（134学園×1.5人）】
- ※ 左記の要件を満たす学園運営を目指すことを教育委員会の文書で決定している場合には、**学園運営を開始する年度の2年前の年度以降**、主幹教諭や教務主任等が新たな学園における特色あるカリキュラム作りに当たるため、授業代替をする**児童生徒支援加配として措置することも可能とする。**（例えばR4年度から学園運営を実施予定の場合はR2年度から加配を活用可。）
- <スクールバス> 学園運営をする際に、必要に応じて、学校間の移動に必要なスクールバスの運行委託費を「へき地児童生徒援助費等補助金（補助率1/2）」により補助。
- 【R2年度予算(案) 13億円の内数】

※申請する学園数が予定数を上回る場合には、有識者による審査を行う。

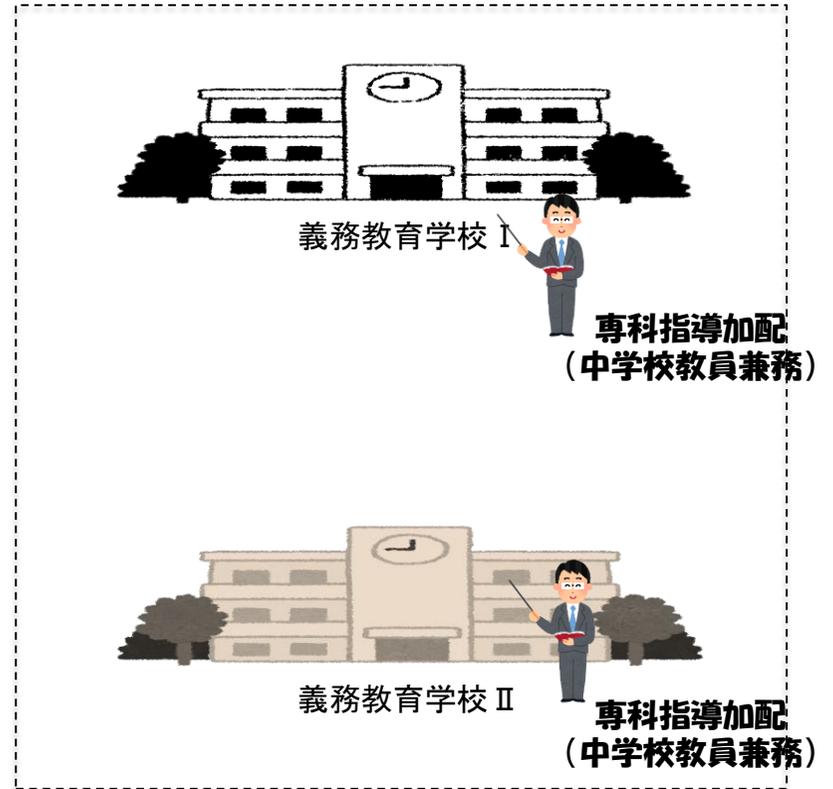
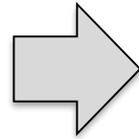
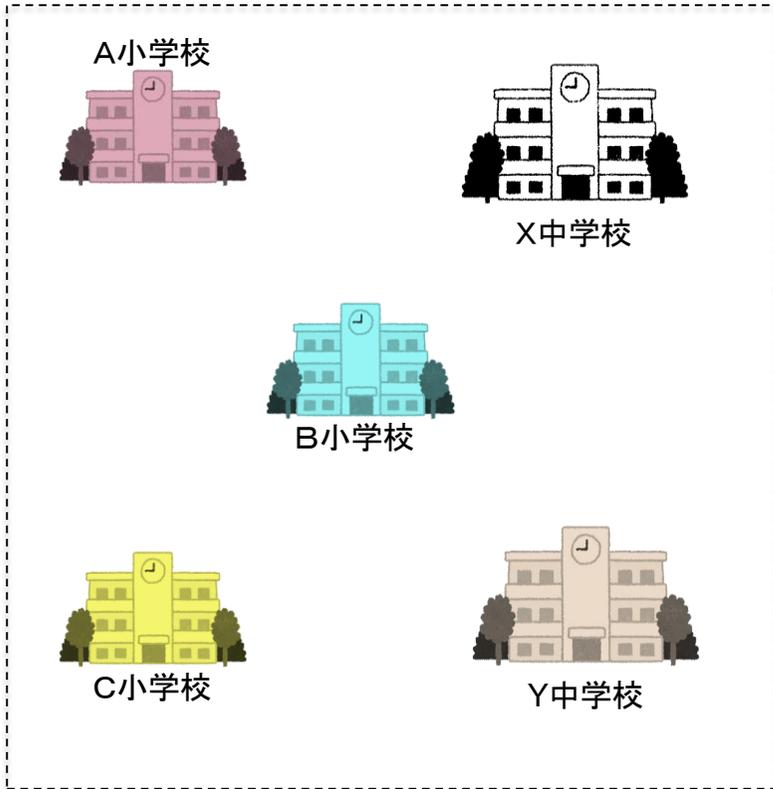
【例1】中学校区を単位とした学校群で運営する例

15



【例2】既存の小中学校を義務教育学校に見直し、小学校高学年に専科指導を導入する例

16



中央教育審議会答申・諮問関係

●平成31年1月25日の中央教育審議会答申における指摘

- ・ 勤務の長時間化の現状と要因の一つとして、「小・中学校ともに「授業」に従事する時間が増加していることから、総授業時数を増加させた平成20年の学習指導要領改訂以降、現在まで19,286人分の定数改善が図られているが、これらはよりきめ細かな指導等を行うことを目的として配置されたものであり、教師一人一人の業務負担の軽減という観点から十分な効果が生じているとは言えない。」とされている。
- ・ 学校の指導体制・運営体制の強化・充実に関しては、「今後の少子化の進展や地方自治制度の改革、技術の革新を伴う社会構造の変化を踏まえつつ、一人一人の子供への教育の質を高める観点から今後の学校の在り方の変化を検討する中で、教職員定数やいわゆる加配教職員の活用の方法、子供の発達段階に応じた学校や指導体制の在り方といった点について、検討していくことが重要」とされている。

●新しい時代の初等中等教育の在り方について(諮問)(概要)(平成31年4月17日)(抜粋)

1. 新時代に対応した義務教育の在り方
 - 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
 - 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
 - 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等
 - 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
 - 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
 - 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方

●新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ(概要)(令和元年12月13日)(抜粋)

- ・ 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について

小学校高学年の児童の発達の段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、令和4年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべきである。

小学校等における教科等の担任制の実施状況【平成30年度計画】

| | 国語 (書写を除く) | 書写 | 社会 | 算数 | 生活 | 理科 | 音楽 | 図画 工作 | 家庭 | 体育 | 外国語 活動 |
|------|---------------|-------|-------|------|------|-------|-------|----------|-------|-------|-----------|
| 第1学年 | 1.1% | 6.6% | | 1.5% | 0.8% | | 12.2% | 4.3% | | 6.1% | |
| 第2学年 | 2.3% | 13.5% | | 2.5% | 1.6% | | 20.7% | 9.8% | | 7.4% | |
| 第3学年 | 2.4% | 26.8% | 6.0% | 5.1% | | 21.6% | 40.6% | 16.8% | | 7.7% | 11.3% |
| 第4学年 | 2.5% | 29.7% | 7.4% | 5.9% | | 32.3% | 47.8% | 20.4% | | 8.4% | 12.0% |
| 第5学年 | 3.4% | 26.6% | 14.5% | 7.3% | | 45.1% | 54.0% | 20.4% | 33.9% | 9.9% | 18.3% |
| 第6学年 | 3.5% | 26.8% | 15.5% | 7.2% | | 47.8% | 55.6% | 21.0% | 35.7% | 10.5% | 19.3% |

※母数は全小学校等の数

*1 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等(複数教科を担当することも含む)を主指導する教師」のことである。

*2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む(複数の教師が協力して行う指導(TT)で実施する場合も含む。)

・教員の得意分野を生かして実施するもの。

(例)あるクラスの担任を持ちながら、得意分野である理科については他のクラスの授業も受け持つ場合。

・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。

(例)地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみの当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。

・非常勤講師が実施するもの。

(例)音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみの授業を行う場合。

*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。

*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない(単発で担任以外の教師が指導する等)場合は含まない。

(出典:平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)

小学校等における複数の教師が協力して行う指導(TT)の実施状況【平成30年度計画】

●複数の教師が協力して行う指導(TT)を実施している小学校等の割合 78.3%

●複数の教師が協力して行う指導(TT)を実施している学年・教科等

| | 国語 | 社会 | 算数 | 生活 | 理科 | 音楽 | 図画 工作 | 家庭 | 体育 | 外国語 活動 | 総合的 な学習 の時間 | その他 |
|------|-------|------|-------|-------|-------|-------|----------|------|-------|-----------|-------------------|------|
| 第1学年 | 13.3% | | 27.7% | 13.6% | | 10.6% | 7.4% | | 20.7% | | | 3.8% |
| 第2学年 | 10.8% | | 30.5% | 12.3% | | 9.9% | 6.3% | | 19.4% | | | 3.6% |
| 第3学年 | 10.7% | 4.8% | 42.3% | | 7.1% | 9.0% | 5.3% | | 18.2% | 12.9% | 10.4% | 2.9% |
| 第4学年 | 9.3% | 4.1% | 45.4% | | 8.3% | 9.2% | 4.8% | | 17.6% | 12.8% | 10.1% | 2.7% |
| 第5学年 | 8.3% | 3.5% | 46.4% | | 10.1% | 9.2% | 4.3% | 7.9% | 17.0% | 15.5% | 9.9% | 2.6% |
| 第6学年 | 7.7% | 3.3% | 43.5% | | 10.3% | 9.2% | 4.1% | 7.5% | 17.0% | 15.6% | 9.8% | 2.5% |

●複数の教師が協力して行う指導(TT)の内容

(複数回答)

| 補充的な学習を取り入れた指導を実施 | 発展的な学習を取り入れた指導を実施 | 課題別、興味・関心別の指導を実施 | その他 |
|-------------------|-------------------|------------------|------|
| 70.3% | 25.8% | 15.2% | 5.8% |

(※)複数の教師が協力して行う指導(TT)

例えば、①1学級を単位とし、学習集団を分けずに複数の教師が協力して指導する場合、②1学級内又は学級単位を超えて学習集団を編成し、全部又は一部の学習集団に対して複数の教師が協力して指導する場合など、1学習集団に対し2人以上の教師が協力して指導する場合をすべて含む。また、年間を通して実施するものだけでなく、特定の単元や特定の時期のみ実施するものも含む。なお、ここでの教師とは、教員免許を保有する教師を指し、ALT、外部人材等は除く。

(※)母数は全小学校等の数。

(出典：平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から6年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度予算額（案）：4,866百万円(前年度予算額：4,738百万円)

補助制度

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市



求められる能力・資格

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）

基盤となる配置

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置（27,500校）

いじめ不登校

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**500校**（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

虐待貧困

- **虐待対策**のための重点配置：**1,000校**（新規）
- **貧困対策**のための重点配置：**1,400校**

質の向上

- **スーパーバイザー**の配置：**67人**（新規）

重点配置等

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度予算額（案）：1,806百万円(前年度予算額：1,722百万円)

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ **全中学校区**に対する配置（10,000中学校区）

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**500校**（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**（新規）

- **虐待対策**のための重点配置：**1,000校**（新規）
- **貧困対策**のための重点配置：**1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置：**67人**（←47人）

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援
公立学校の教育活動として実施する次のような取組を行うサポートスタッフ(非常勤)の配置に要する費用の1/3以内を補助

「チーム学校」の理念を踏まえ、教師と多様な人材の連携により、「**学校教育活動の充実**」と「**働き方改革**」を実現

学力向上を目的とした学校教育活動支援

事業内容 予算額(案) : 32億円 (+1億円)
人数 : 8,000人 (+300人)

拡充 ●児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援

(例) **児童生徒の学習サポート** **学校生活適応への支援**

- 補習や発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組
- 地域の教育資源を活用した学習活動の支援(総合的な学習の時間の学校外学習)

- 不登校・中途退学への対応
- いじめへの対応



進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援
- 就職支援



教師の指導力向上等

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

想定人材

当該分野に知見のある人材(退職教職員や教師志望の大学生など)

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3、都道府県・指定都市2/3

スクール・サポート・スタッフの配置

事業内容 予算額(案) : 19億円 (+5億円)
人数 : 4,600人 (+1,000人)

拡充 ●教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教師の負担軽減を図れるよう、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援

想定人材

地域の人材(卒業生の保護者など)

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3
都道府県・指定都市2/3

※各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。
※会計年度任用職員への移行に伴う「期末手当」を支援

中学校における部活動指導員の配置

事業内容 予算額(案) : 11億円 (+1億円)
人数 : 10,200人 (+1,200人)

拡充 ●適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会への部活動指導員の配置を支援

新規 ●学校区域等の地域人材に加え、より広範囲で人材確保を進められるよう「交通費」を支援

想定人材

指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材

実施主体

学校設置者(主に市町村)

負担割合

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
(指定都市: 国1/3、指定都市2/3)

※スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。
※支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。
※交通費については、人材確保のための人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者に対して支援を行う。

※支援に際しては、各自治体において客観的な在校等時間の把握等を行っていることを前提とする。

学力向上を目的とした学校教育活動支援

(補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和2年度予算額(案) 32億円

(前年度予算額 31億円)



事業内容

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援
(7,700人→**8,000人**(+300人)に拡充)

(例)

児童生徒の学習サポート

- 補習や発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組
- 地域の教育資源を活用した学習活動の支援(総合的な学習の時間の学校外学習)

学校生活適応への支援

- 不登校・中途退学への対応
- いじめへの対応



進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援
- 就職支援



教師の指導力向上等

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

想定人材

当該分野に知見のある人材(退職教職員や教師志望の大学生など)

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3 都道府県・指定都市2/3

補助対象経費

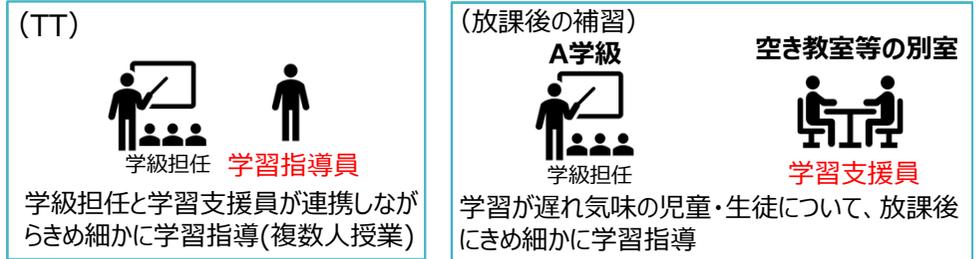
報酬、諸謝金、交通費・旅費、補助金・委託費等

※支援に際しては、各自治体において客観的な在校等時間の把握等を行っていることを前提とする。

活用イメージ

1 学力向上のための学習支援

TT(チームティーチング)や放課後の補習等、きめ細かな学習指導により児童生徒の学力向上を支援



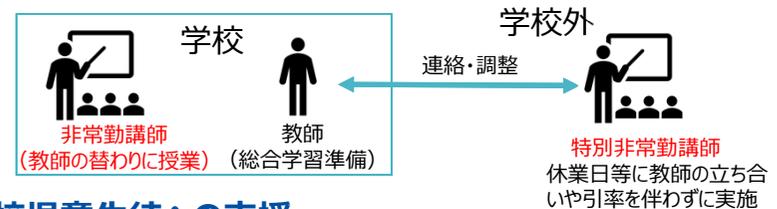
2 専門性を持った外部講師の活用

- 地域の教育資源の活用等による体験活動や専門家による出前授業等を通じた多様な学習活動の充実
- 英語の授業等における英語が堪能な地域人材等の活用



3 「総合的な学習の時間」の学校外学習

担当教師が指導計画の作成や地域との調整を行う際に授業代替する非常勤講師の配置や、地域と連携して学習活動を行う際に外部人材を特別非常勤講師として活用



4 不登校児童生徒への支援

- 家庭連絡や家庭訪問等のきめ細かい対応を通じ、継続的に児童生徒と関わることで、不登校児童生徒を支援
- 学校に登校しても、教室に入れない児童生徒への別室での指導



スクール・サポート・スタッフの配置

(補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和2年度予算額(案) 19億円
(前年度予算額 14億円)



背景

教員の勤務時間が長時間化

(教諭の1週間当たりの学内総勤務時間(持ち帰り時間は含まない))

【小学校】53時間16分(H18) → 57時間29分(H28)

【中学校】58時間06分(H18) → 63時間20分(H28)

※平成28年度教員勤務実態調査

教師でなければできない業務に注力できるよう、
スクール・サポート・スタッフの配置に要する費用の
1/3以内を補助 (H30年度～)

事業内容

教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教師の負担軽減を図れるよう、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援

想定人材

地域の人材(卒業生の保護者など)

(3,600人 → **4,600人** (+1,000人) に拡充)

用務例



学習プリントの印刷



家庭への配布文書の印刷・仕分け



採点業務の補助



来客対応や電話対応



学校行事や式典等の準備補助

配置効果

- スクール・サポート・スタッフの配置による教員一人あたりの総勤務時間の変化 **週▲1時間28分** (前年度比)
- 明らかに教材研究、生徒指導など教員の本務に割くことのできる時間が増えている。
- 印刷等を行っていた放課後の時間を有効活用でき、これまでより早く退校できている。
- 分業することで、教材やプリント作成等に計画的に取り組むようになった。

(平成30年度 文部科学省調べ)



実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3 都道府県・指定都市2/3

補助対象経費

報酬、期末手当、補助金・委託費 等 ※会計年度任用職員への移行に伴う「期末手当」を新たに措置

※各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

※支援に際しては、各自治体において客観的な在校等時間の把握等を行っていることを前提とする。

中学校における部活動指導員の配置 (補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和2年度予算額(案) 11億円
(前年度予算額 10億円)



背景

- 中学校における教員の部活動時間の増加
- 「保健体育担当ではなく、かつ、担当している部活動の競技経験がない」教員の割合は、**45.9%** (中学校)

(出典) 日本体育協会 学校運動部指導者の実態に関する調査 (平成26年7月)



- 学校教育法施行規則を改正し、部活動指導員を制度化(H29.4.1施行)
- **部活動指導員の配置に要する費用の1/3以内を補助**(H30年度~)

部活動指導員の職務

- 実技指導
- 学校外での活動(大会・練習試合等)への引率
- 安全・障害予防に関する知識・技能の指導等



事業内容

拡充

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会への部活動指導員の配置を支援 (9,000人→**10,200人 (+1,200人)**に拡充)

新規

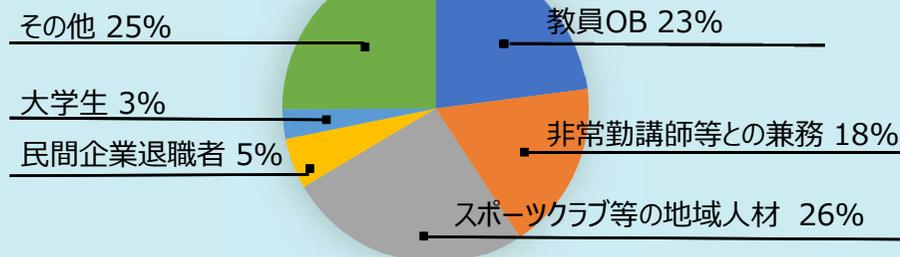
学校区域等の地域人材に加え、より広範囲で人材確保を進められるよう「**交通費**」を支援



想定人材

指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材

部活動指導員の属性等



※国の補助金により配置している部活動指導員の配置実績(令和元年6月現在)

配置効果

- 顧問の部活動指導時間の短縮による負担軽減
- 競技経験がない顧問の精神的負担の軽減
- 専門的指導による生徒の技能向上

人材確保の工夫(例)

- 「人材バンク」を設け、域内幅広く人材を確保
- 大学と連携し、大学生の部活動指導員を確保



実施主体

学校設置者(主に市町村) ※公立高等学校等については、地方財政措置にて配置を支援

負担割合

国1/3 都道府県1/3 市町村1/3 (指定都市: 国1/3 指定都市2/3)

補助対象経費

報酬、交通費、補助金 等

※スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど一定の要件を満たす学校設置者に対して支援。
 ※支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分。
 ※交通費については、人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者に対して支援。

※支援に際しては、各自治体において客観的な在校等時間の把握等を行っていることを前提とする。

- インクルーシブ教育システムを構築する上では、**医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要**である。このためには、**関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効**であり、既に各都道府県レベルでは、県全域を見通した「広域特別支援連携協議会」が設けられるとともに、「障害保健福祉圏域」や教育事務所単位での支援地域の設定などが行われている。それら**支援地域内の有機的なネットワークを十分機能させるためには、保護者支援を行うこと、連絡協議会を設置すること、個別の教育支援計画を相互に連携して作成・活用することが重要**である。
- インクルーシブ教育システムの構築に当たり、障害のある子どもの地域における生活を支援する観点から、**地域における社会福祉施策や障害者雇用施策と特別支援教育との一層の連携強化に取り組む必要がある**。また、**卒業後の就労・自立・社会参加も含めた共生社会の構築を考える必要がある**。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会

(補助率) 国 : 1/3 都道府県・市町村・特別支援学校等を設置する学校法人 : 2/3

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップ※1を支援

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築など

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進
⇒ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

※1 当該補助事業については交付初年度から3年を限りとする。

※2 校外学習や登下校時の送迎車両に同乗する看護師の配置を含む。

II 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師(1,800人→2,100人)【拡充】

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による看護師配置※2を支援

【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について(初等中等教育局長通知)

学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。

② 外部専門家(348人)

特別支援学校における自立活動の充実を図るため、個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家との連携協力を支援

【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領
第7章 自立活動

第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるとして、適切な指導ができるようにするものとする。

教育委員会における学校の働き方改革推進のための取組状況の調査実施・分析、都道府県・市町村別公表等や、これまでの業務改善の取組事例や全国から集めた優良事例の展開を通じて、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルを構築する。

働き方改革の自走サイクルの構築へ

調査実施・分析



教育委員会における学校の働き方改革のための取組の実施状況について調査を実施・分析し、都道府県・市町村別に公表



学校の取組の**優良事例**収集や教育委員会の**効果的な取組**の現地取材・分析を実施

優良事例展開



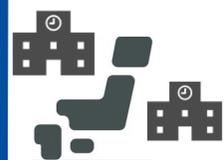
働き方改革フォーラムの実施



教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査から収集した効果的な優良事例の実現方法等を掘り下げ全国に展開



各自治体の取組や教育委員会や学校における好事例にいつでも・誰でもアクセスできる環境を実現するためのアーカイブサイトの構築（※地方教育行政推進事業にて実施）



教育委員会や学校における取組の実践へ



業務改善アドバイザーからの助言



I. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

● 学校の指導体制の充実—教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上—

- ▶ 義務教育9年間を見通した指導体制支援（小学校英語専科指導を含めた専科指導の充実） . . . +3,201人
※ 小学校における質の高い英語専科指導教員の配置充実（+1,000人）、学校における働き方改革の観点から、小学校のチームティーチングのための加配定数の一部について、専科指導のための加配定数に発展的に見直した上で（▲2,000人）、小学校高学年における教科担任制を含む専科指導の積極的取組への支援（+2,201人）
- ▶ 中学校における学びや生活に関する課題への対応 . . . +100人

● 学校の運営体制の強化—校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減—

- ▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員） . . . +20人
- ▶ 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 . . . +20人

※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で+3,726人の改善。
 （振替2,000人を除く改善は+1,726人）

II. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用



- 学力向上を目的とした学校教育活動を支援する人材の配置を支援 . . . 32億円【8,000人(+300人)】
- スクール・サポート・スタッフの配置を支援 . . . 19億円【4,600人(+1,000人)】
※ 学習プリント等の印刷・仕分け、採点業務の補助、来客対応や電話対応等、教師の業務をサポート
- 中学校における部活動指導員の配置を支援 . . . 11億円【10,200人(+1,200人)】
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実 . . . 67億円
【SC:全公立小中学校27,500校、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】
 【SSW:10,000全中学校区、虐待、いじめ・不登校対策等のための重点配置2,900校（+1,500校）】
- 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置を支援 . . . 2億円【3,100校】

III. 学校が担うべき業務の効率化及び精選



- 学校の働き方改革のための取組状況の調査実施・分析、優良事例の展開 . . . 0.3億円
- スクールガード・リーダーの助言に基づき、地域ぐるみで見守り活動を行う体制を整備 . . . 3.4億円
- 学校と地域それぞれの適切な役割分担を検討するため、地域と学校の連携・協働体制を構築 . . . 67億円

2. 新時代の学びを支える先端技術の活用推進

| | |
|-------------|---------|
| (前年度予算額) | 257百万円) |
| 令和2年度予算額(案) | 453百万円 |

1. 要 旨

教育におけるICTを基盤とした先端技術の活用には大きな可能性があり、Society5.0時代の「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」などを踏まえ、以下の取組を実施。

2. 内 容

◆ 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業

453百万円(257百万円)

Society5.0の時代に求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠であり、その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとしての先端技術(データの利活用を含む)には大きな可能性がある。

GIGAスクール構想を推進し、教師の指導や子供の学習の質をさらに高め、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現するため、様々な先端技術の効果的な活用方法の整理・普及と、その基盤となるICT環境整備を一層促進する必要があり、そのための実証を行う。

○先端技術の効果的な活用に関する実証

「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、学校現場と企業等との協働により、昨今の技術革新を踏まえながら、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入・活用について実証を行う。

○遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証

教師の指導や子供たちの学習の幅を広げたり、学習機会の確保を図る観点から、学校教育における遠隔教育の導入・活用に関する実証を行う。

○多様な通信環境に関する実証

GIGAスクール構想の実現に向けて、多様な学校の規模・ニーズ等に対応できるようWi-FiやLTE、5G、また、SINETや商用のネットワーク等、様々な通信回線・ネットワークの構成についての実証を行う。

○「ICT活用教育アドバイザー」の活用

教育の質の向上に向けて、全国の自治体における学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するため、各都道府県ごとにエリアをカバーした支援スタッフの配置(教員研修講師、指導面技術面助言、遠隔教育実施のサポート等)

○参考

令和元年度文部科学省補正予算（案）

◆ GIGAスクール構想の実現（231,805百万円）

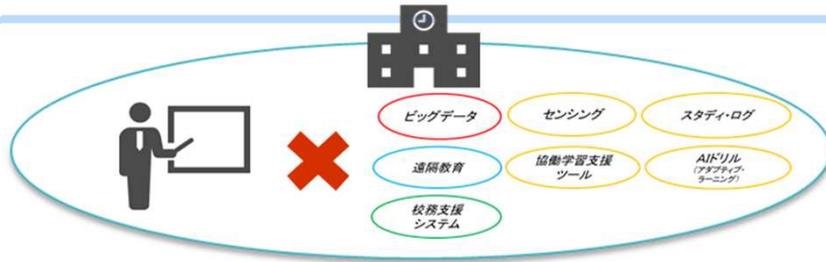
学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）と、義務教育段階における一人一台端末の整備について、令和5年度までの実現を目指して、まずは初年度として、整備を確実に実施する。

趣旨

- Society5.0の時代に求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠であり、その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとしての先端技術（データの利活用を含む）には大きな可能性がある。
- GIGAスクール構想（※）を推進し、教師の指導や子供の学習の質をさらに高め、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現するため、様々な先端技術の効果的な活用方法の整理・普及と、その基盤となるICT環境整備を一層促進する必要がある。
※令和元年度文部科学省補正予算（案）：231,805百万円

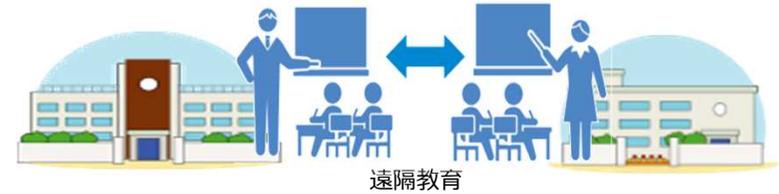
○ 先端技術の効果的な活用に関する実証

- 「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向けて、学校現場と企業等との協働により、昨今の技術革新を踏まえながら、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入・活用について実証を行う。
- 学習指導、生徒指導、管理運営等、学校全体において先端技術を活用した事例を創出するとともに、学校教育の中で先端技術が効果的に作用すると考えられる場面とその実施方法等を整理する。



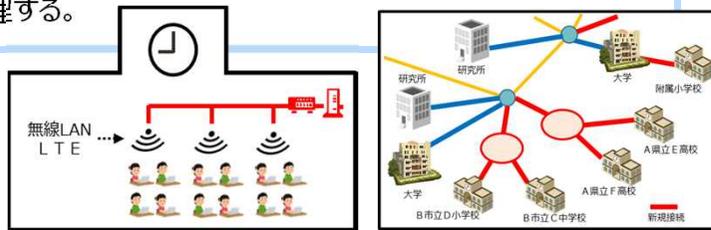
○ 遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証

- 教師の指導や子供たちの学習の幅を広げたり、学習機会の確保を図ったりする観点から、学校教育における遠隔教育の導入・活用に関する実証を行う。
- 遠隔教育が特に効果的に作用すると考えられる活用場面及びその実施方法、ICT機器の設置等に関する留意点等を整理する。
（多様な学習環境の実現・専門性の高い授業の実現に関するポイント 等）



○ 多様な通信環境に関する実証

- GIGAスクール構想の実現に向けて、多様な学校の規模・ニーズ等に対応できるよう、様々な通信回線・ネットワークの構成についての実証を行う。
- Wi-FiやLTE、5Gの利用モデル、また、基幹網としてSINETや商用のネットワークの活用モデル等を整理する。



○ 「ICT活用教育アドバイザー」の活用

- 教育の質の向上に向けて、全国の自治体における学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するため、各都道府県ごとにエリアをカバーした支援スタッフの配置（教員研修講師、指導面技術面助言、遠隔教育実施のサポート等）



成果

- 全国の自治体・学校において、GIGAスクール構想が円滑に実現される。
- 「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向けた、先端技術や教育データを効果的に活用した教育活動が展開される。
- 希望する全ての初等中等教育段階の学校が、学習の幅を広げる観点から、適切な場面で遠隔教育を実施する。

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。**令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。**
- このため、**1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備**するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、**多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。**

事業概要

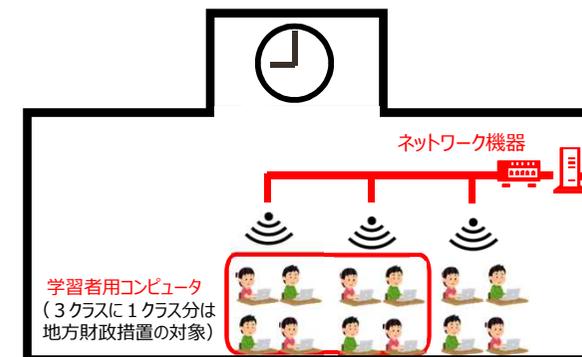
- | | |
|---|---|
| (1) 校内通信ネットワークの整備 - 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における 校内LANを整備 加えて、小・中・特支等に 電源キャビネットを整備 | (2) 児童生徒1人1台端末の整備 - 国公立の小・中・特支等の 児童生徒が使用するPC端末を整備 |
|---|---|

事業スキーム

- | | |
|---|---|
| (1) 公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村 補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請 私立 補助対象：学校法人、補助割合：1/2 国立 補助対象：国立大学法人、(独)国立高等専門学校機構 補助割合：定額 | (2) 公立 交付先：民間団体（執行団体） 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村 補助割合：定額（4.5万円） ※市町村は都道府県を通じて民間団体に申請、国は民間団体に補助金を交付 私立 補助対象：学校法人、補助割合：1/2（上限4.5万円） 国立 補助対象：国立大学法人、補助割合：定額（4.5万円） |
|---|---|

措置要件

- ✓ 「1人1台環境」における**ICT活用計画**、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などの**フォローアップ計画**
- ✓ 効果的・効率的整備のため、**国が提示する標準仕様書**に基づく、都道府県単位を基本とした**広域・大規模調達計画**
- ✓ **高速大容量回線の接続が可能な環境**にあることを前提とした**校内LAN整備計画**、あるいは**ランニングコストの確保**を踏まえた**LTE活用計画**
- ✓ 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づく、地方財政措置を活用した「**端末3クラスに1クラス分の配備**」計画



※ 支援メニュー (① 校内LAN整備+端末整備、② 端末独自整備を前提とした校内LAN整備、③ LTE通信費等独自確保を前提とした端末整備)

3. 教育課程の充実

| | |
|-------------|-----------|
| (前年度予算額 | 2,800百万円) |
| 令和2年度予算額(案) | 2,922百万円 |

1. 要 旨

新学習指導要領の全面実施に向けて、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるように、初等中等教育の教育課程の充実を図る。

2. 内 容

○読解力等の学力向上のための取組の推進 609百万円(502百万円)

PISA2018の結果を踏まえ、各学校における読解力等の学力向上に資するよう総合的に調査・実践研究等を実施する。

- ・学力向上のための基盤づくりに関する調査研究
- ・新学習指導要領の着実な実施に向けた取組の推進
- ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究【再掲】
- ・新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業【再掲】
- ・情報教育指導充実事業【再掲】

○理数教育の充実のための総合的な支援等 1,917百万円(1,917百万円)

観察・実験の充実を図るため、理科観察実験アシスタントの配置支援や、理科教育振興法に基づいた、観察・実験に係る理科設備の整備充実を行う。

○次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発

70百万円(70百万円)

今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を実施する。

○現代的課題に対応した教育の充実等 146百万円(149百万円)

現代的な課題に対応した資質・能力を子供たちに育むため、環境教育や放射線教育等の充実を図るための取組等を実施する。

【(参考：復興特別会計)放射線副読本の普及(66百万円)】

○特別支援学校学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実【後掲】

154百万円(139百万円)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、農

福連携や知的障害の児童生徒へのプログラミング教育など、障害の状態等に応じた教育課程の編成や指導方法に関する政策的な課題に係る先導的な実践研究等を行う。

○幼稚園教育課程の理解の推進【後掲】

26百万円(23百万円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。



PISA2018の読解力等の結果を踏まえ、各学校での学力向上に資するよう総合的に調査・実践研究等を行う。

学力向上のための基盤づくりに関する調査研究

令和2年度予算額(案) 21百万円

読解力に係る研究テーマを追加し、以下のようなことを達成するためにどのような取組が有効か検証する。

- ・語彙等の基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着
- ・リーディングスキルテスト(RST)等を活用した読解力の向上

委託先:5機関

高等学校の教育の質の確保に向けた調査研究等

令和2年度予算額(案) 55百万円

- ・「高校生のための学びの基礎診断」測定ツールの難易度等に関する調査研究 委託先:1機関
- ・新学習指導要領への対応を踏まえた対象教科・科目等の在り方に関する調査研究 委託先:1機関

高等学校における総合的な探究の時間の充実

令和2年度予算額(案) 5百万円

探究を確かなものとする論文、レポート等の指導の充実に資する取組を支援し、その成果を普及する。

委託先:4地域

これからの時代に求められる資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究等

令和2年度予算額(案) 34百万円

言語能力など学習の基盤となる資質・能力の育成に向けたカリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組を支援し、その成果を普及する。

委託先:4地域

新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業

令和2年度予算額(案) 453百万円

先端技術や教育データを効果的に活用した教育活動が展開されるよう、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入・活用について実証を行うなど、学校教育の中で先端技術が効果的に作用すると考えられる場面とその実施方法等を整理する。

情報教育指導充実事業

令和2年度予算額(案) 41百万円

全ての学習の基盤となる情報活用能力の育成に向けて、情報活用能力に関わる現職教員の指導力向上に資する教員研修用教材の作成など、情報教育の指導の充実を図る。

理数教育充実のための総合的な支援

令和2年度予算額（案） 1,912百万円
（前年度予算額 1,912百万円）



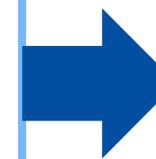
文部科学省

背景説明

○科学技術の成果が社会全体の隅々にまで活用されるようになってきている今日、国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上が喫緊の課題である。加えて、知識基盤社会における我が国の科学技術イノベーションの創出につながる、次代の科学技術を担う人材を育成するためには、初等中等教育段階からの理数教育の充実が極めて重要。

○国際調査・全国学力学習状況調査等からは、「我が国の理数関係の学力は、国際的に見て高水準であるものの、児童生徒の理数に対する興味・関心に課題がある」等の結果が見られるため、理数科目に対する子供たちの興味・関心を高めていくための教育の推進が必要。

○平成30年4月実施の全国学力・学習状況調査の理科の結果においては、観察・実験の結果などを比較・分析した上で規則性を見いだすことや、観察・実験の結果に基づいて自分の考えを検討して改善することなどが課題となっており、観察・実験活動を重視した新学習指導要領における理数教育をより一層充実させていくための環境整備の推進が急務。



目的・目標

科学的な思考力、判断力、表現力等の育成のためには、理科教育における観察、実験の充実が不可欠であり、そのために観察、実験にかかる理科設備の充実を図るとともに、理科の観察・実験の充実及び指導に注力できる環境の整備等の物的・人的の両面にわたる総合的な支援を目的とする。

事業内容 1

理科教育設備の整備

理科教育設備整備費補助【17億円】

（国庫補助事業：理科教育設備整備費等補助金）

「理科教育振興法」に基づいて、公・私立の小・中・高等学校等の設置者に対して、理科教育等設備の整備に要する経費の一部を補助

・補助の対象

小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む）、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）及び特別支援学校における理数教育のための設備を整備するために必要な経費

・補助率 1/2（沖縄 3/4）

・補助事業者 地方公共団体、学校法人

物的支援

事業内容 2

理科教育における観察・実験の支援

理科観察実験支援事業【2億円】

（国庫補助事業：理科教育設備整備費等補助金）

公・私立の小・中学校等の設置者に対して、理科の補助員（観察実験アシスタント（PASEO））の配置に要する経費の一部を補助。

・補助の対象

小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む）における理科の観察・実験の支援等を行う補助員（観察実験アシスタント（PASEO））の配置にかかる経費

・補助率 1/3

・補助事業者 地方公共団体、学校法人

人的支援

成果、事業を実施して、期待される効果

観察、実験を充実させることにより、児童生徒の科学的な思考力、判断力、表現力等の資質・能力の育成を図る。

4. 情報教育・外国語教育の充実

(前年度予算額 1,707百万円)
令和2年度予算額(案) 1,446百万円

1. 要 旨

新学習指導要領を踏まえ、全ての児童生徒に、Society5.0の時代にグローバルに活躍するための力を育成するため、「情報活用能力」の育成に向けた取組の推進や、新時代の学びにおける先端技術の導入に向けた実証研究を実施するとともに、小・中・高等学校を通じた英語教育の強化を進める。

2. 内 容

(1) 小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業

133百万円(189百万円)

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向けて、次の取組により、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図る。

○情報教育指導充実事業

- ・情報教育関係教科における免許外教科担任の解消に向けた調査研究
- ・現職教員の情報教育に係る指導力向上に資する教員研修用教材の作成
- ・情報関係人材を活用した指導体制の充実に資する調査研究
- ・プログラミング教育に関する教員等にとって有益な情報提供の充実等

○児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

- 情報モラル教育の指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等

(2) 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業【再掲】

453百万円(257百万円)

Society5.0の時代に求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠であり、その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとしての先端技術(データの利活用を含む)には大きな可能性がある。

GIGAスクール構想を推進し、教師の指導や子供の学習の質をさらに高め、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現するため、様々な先端技術の効果的な活用方法の整理・普及と、その基盤となるICT環境整備を一層促進する必要があり、そのための実証を行う。

(3) 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究

20百万円(16百万円)

学習者用デジタル教科書の在り方の検討のため、その使用による教育上の効果・影響を把握・検証するための実証研究を行う。また、諸外国におけるデジタル教科書の実態調査を行う。

(4) 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

380百万円(627百万円)

- 新たな外国語教育に対応した条件整備事業
 - ・小学校中学年用教材 (Let' s Try!) の配布
- 英語教育改善プラン推進事業
 - ・各都道府県・指定都市教育委員会において「英語教育改善プラン」を策定し、目標達成に向けて行う取組のうち、他地域への普及が期待されるものを支援
- 教員養成機関等との連携による小学校外国語の専門人材育成・確保事業
 - ・小学校教員等が中学校教諭免許状 (外国語 (英語)) を取得するための免許法認定講習等の実施や専門性を有した教員や外部人材等の育成・活用のための講座開設等を支援
- 外国語教育の指導法等強化のための先導的な実証研究事業
 - ・小・中・高等学校の教員を対象としたオンライン・オフラインを融合した研修の実証研究の実施等

(5) WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業【再掲】

151百万円(113百万円)

これまでのスーパーグローバルハイスクール (SGH) などの取組の実績を活用し、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供する仕組みを構築する。グローバルな社会課題のカリキュラム開発や研究内容と関連する高校生国際会議の開催、大学教育の先取り履修を単位認定する取組や高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム/コースを開発・実践。

等

趣旨

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向けて、以下の取組により、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図る。

（1）情報教育指導充実事業

4 1 百万円

① 情報教育関係教科における免許外教科担任の解消に向けた調査研究

情報教育関係教科における免許外教科担任を減少させるための調査研究を実施

- 1) 免許外教科担任の解消に向けた複数校指導モデルの創出
- 2) 複数校指導実施時のポイントをまとめた手引の作成

② 現職教員の情報教育に係る指導力向上事業

情報活用能力育成に関わる現職教員の指導力向上に資する教員研修用教材の作成

- 1) 中学校の技術・家庭科（技術分野）「D情報の技術」の教員研修用教材の作成
- 2) 高等学校「情報 I」の教員研修用教材の作成

③ 指導体制充実事業

情報教育の指導体制を充実するため、学校における情報関係人材の活用を促進するための調査研究を実施

- 1) 情報関係人材の活用促進に資する人材研修カリキュラムや指導モデル開発
- 2) ICT支援員の雇用形態や活用状況に関する調査研究と配置促進

④ プログラミング教育促進事業

新学習指導要領において小・中・高等学校を通じて充実されたプログラミング教育を確実に実施していくため、教員等にとって有益な情報提供を行う。

（2）児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

5 5 百万円

情報活用能力を定期的に測定するための小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査を全国規模で実施

- ① 予備調査の実施
- ② 本調査実施に向けた実施方法の検討、調査対象校の抽出

（3）情報モラル教育推進事業

3 7 百万円

スマートフォンやSNSの急速な普及を踏まえ、情報モラル教育の指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等を実施

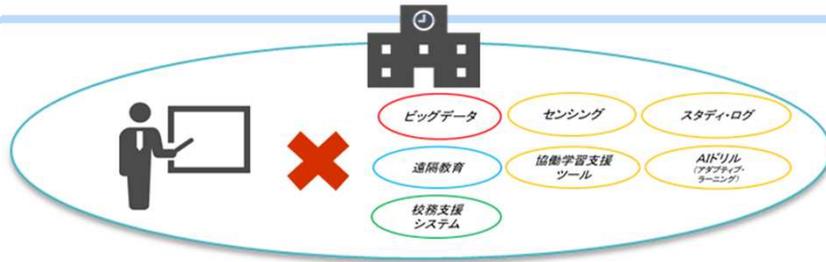
- ① 情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善
- ② 児童生徒向け啓発資料の作成・配布
- ③ 情報モラル教育指導者セミナーの開催
- ④ 学校におけるICT機器利用における健康面への影響に関する調査

趣旨

- Society5.0の時代に求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠であり、その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとしての先端技術（データの利活用を含む）には大きな可能性がある。
- GIGAスクール構想を推進し、教師の指導や子供の学習の質をさらに高め、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現するため、様々な先端技術の効果的な活用方法の整理・普及と、その基盤となるICT環境整備を一層促進する必要がある。

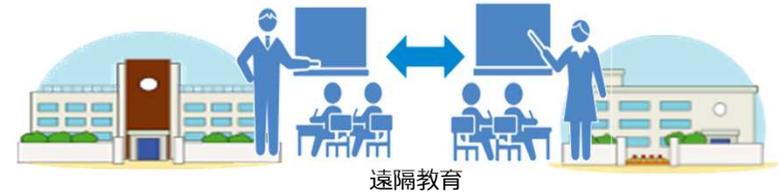
○ 先端技術の効果的な活用に関する実証

- 「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向けて、学校現場と企業等との協働により、昨今の技術革新を踏まえながら、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入・活用について実証を行う。
- 学習指導、生徒指導、管理運営等、学校全体において先端技術を活用した事例を創出するとともに、学校教育の中で先端技術が効果的に作用すると考えられる場面とその実施方法等を整理する。



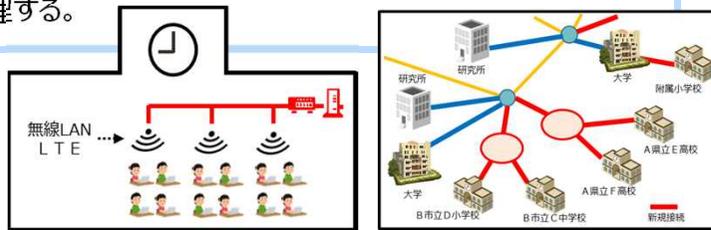
○ 遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証

- 教師の指導や子供たちの学習の幅を広げたり、学習機会の確保を図ったりする観点から、学校教育における遠隔教育の導入・活用に関する実証を行う。
- 遠隔教育が特に効果的に作用すると考えられる活用場面及びその実施方法、ICT機器の設置等に関する留意点等を整理する。
（多様な学習環境の実現・専門性の高い授業の実現に関するポイント 等）



○ 多様な通信環境に関する実証

- GIGAスクール構想の実現に向けて、多様な学校の規模・ニーズ等に対応できるよう、様々な通信回線・ネットワークの構成についての実証を行う。
- Wi-FiやLTE、5Gの利用モデル、また、基幹網としてSINETや商用のネットワークの活用モデル等を整理する。



○ 「ICT活用教育アドバイザー」の活用

- 教育の質の向上に向けて、全国の自治体における学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するため、各都道府県ごとにエリアをカバーした支援スタッフの配置（教員研修講師、指導面技術面助言、遠隔教育実施のサポート等）



成果

- 全国の自治体・学校において、GIGAスクール構想が円滑に実現される。
- 「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向けた、先端技術や教育データを効果的に活用した教育活動が展開される。
- 希望する全ての初等中等教育段階の学校が、学習の幅を広げる観点から、適切な場面で遠隔教育を実施する。

背景

- 令和元年度から、必要に応じ、**学習者用デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用することができる**こととなった。
- 学習者用デジタル教科書の使用による**教育上の効果・影響等を把握・検証**するとともに、国際競争力の観点からの調査を含む**学習者用デジタル教科書の在り方等について**検討する旨が、**規制改革実施計画**において指摘されており、文部科学省において検討予定。



目的

- 学習者用デジタル教科書の使用による**プラスとマイナスの両面の効果・影響**のより具体的な実証研究を通して、**より良い活用方法や留意点を蓄積、各学校・教育委員会での活用**に生かす。
- 基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するものとして、教育の情報化の進展も踏まえつつ、**学習者用デジタル教科書の在り方の検討**に生かす。

事業内容

- 学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等を把握・検証するための実証研究を実施。また、諸外国におけるデジタル教科書の実態調査を実施。
- 2020年度の小学校段階の新学習指導要領実施に伴う、学習者用デジタル教科書の発行数の増加、機能の向上を踏まえて研究を行う。

主な研究内容

- ①教科・学校種に配慮した教育上の効果・影響等についての実証研究
- ②特別な配慮を必要とする児童生徒等の教科書の内容へのアクセスと留意点に係る実証研究
- ③諸外国におけるデジタル教科書に関する制度・活用方法等の実地及び文献による実態調査

実施体制

文部科学省

有識者会議

委託



小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

令和2年度予算額（案） 380百万円
 （前年度予算額 627百万円）
 ※前年度限りで終了の経費（中学校移行期間用教材の配布等）を含む



新学習指導要領の全面実施、「第3期教育振興基本計画」等に掲げられた目標の実現に向けて、2020年度から新しい英語教育が始まる小学校において質の高い指導体制の構築、全国学力・学習状況調査等で課題が明らかとなっている中学生・高校生の英語での発信力（話す・書く力）強化が喫緊の課題。各地域の課題を踏まえた取組の推進や新たな指導法等の開発等を進め、全国的な英語教育の水準の向上、効果的かつ持続可能な体制を構築する。

| 指導体制の強化 | 指導力向上及び条件整備 | 指導力等強化のための実証研究 |
|---------|-------------|----------------|
|---------|-------------|----------------|

免許法認定講習の開設等
 教員養成機関等との連携による小学校
 専門人材育成・確保事業
 49百万円

大学と教育委員会等との連携により、専門性を有した教員や外部人材等の活用のための講座開設等を支援する。
 【委託先：国立大学法人、学校法人、都道府県・指定都市教育委員会】

- <取組例>
- 小学校教員等が中学校教諭免許状（英語）を取得するための**免許法認定講習**
 - 大学と教育委員会が連携し、教員養成課程の学生等を対象にした、専門性の高い**小学校外国語指導者の養成・確保のための講習（教師塾）**
 - 特別免許状等を利用した人材活用**（ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な人材等）のための講習
 - 外国語指導助手（ALT）等**を対象とした**資質・能力向上のための講習等**

遠隔教育システム導入実証研究事業
 多様性のある学習環境や英語教育等における専門性の高い授業の実現に向けた遠隔教育システムの導入・活用を促進
教職員定数の改善
 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う専科指導に必要な教員の充実

英語教育改善プラン推進事業 100百万円

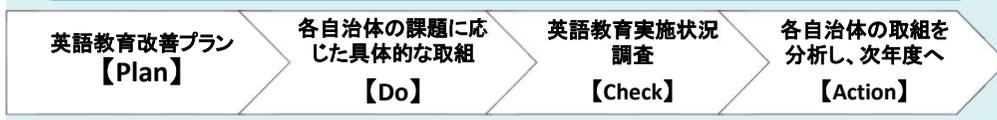
都道府県・指定都市教育委員会が、各地域の英語教育の実態に応じた「英語教育改善プラン」を策定し、目標達成に向けて行う取組のうち、他地域への普及が期待されるものを支援する。また、各種調査等の結果も含めた成果分析を行い、国として効果的な取組等を普及し、英語教育におけるPDCAサイクル、EBPMを促進する。

【委託先：都道府県・指定都市教育委員会（成果検証は研究機関等）】

各自治体における具体的な取組メニューの例

※以下のような効果的な方法の開発や検証、事例集や普及資料の作成を支援

- ・英語教育推進リーダー、外部専門機関や外部人材、民間機関等を活用した英語指導力向上プログラム等の開発、実施
- ・多様な検定教科書の使用を前提とした、小学校の特性を踏まえた効果的かつ持続可能な指導方法や評価方法
- ・発信力強化に向けた効果的な指導方法や評価方法の研究・開発（新学習指導要領における言語活動の充実に向けた指導方法や評価方法の開発・研究、「話すこと」「書くこと」等のパフォーマンス評価等の効果的な実施等）



新たな外国語教育に対応した条件整備・情報発信事業 169百万円

【小学校外国語活動教材】
 小学校3・4年生で使用する教材「Let's Try!」を引き続き配布する。また、小、中、高等学校の指導法等の映像資料の作成及びポータルサイトを運営する。



オンライン・オフライン研修実証事業 58百万円

- ・英語による指導力向上のため、オンラインとオフラインを融合した研修プログラムを開発、実施。効果を検証し全国へ普及を図る。
- ・令和元年度から開始した中・高等学校の教員を対象としたプログラムに加え、新たに、**小学校外国語教育に対応したプログラムを実施・検証**する。

研修機会の地域差解消×「働き方改革」の推進



グローバル化に対応した外国語教育推進事業 3百万円

英語以外の外国語※について、新学習指導要領に基づいたカリキュラムや教材の開発等を実施する。
 【委託先：都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人、学校法人】

<英語以外の外国語>
 中国語、韓・朝語、仏語、独語、西語、露語 等

関連事業

学習指導要領スケジュール



Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

事業概要

これまでのスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業などの取組の実績を活用

- ◆ 将来、イノベティブなグローバル人材を育成するため、文理両方を学ぶ高校改革と高大接続改革を推進するリーディングプロジェクト。
- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供する仕組みを構築。
- ◆ グローバルな社会課題研究のカリキュラム開発や研究内容と関連する高校生国際会議の開催

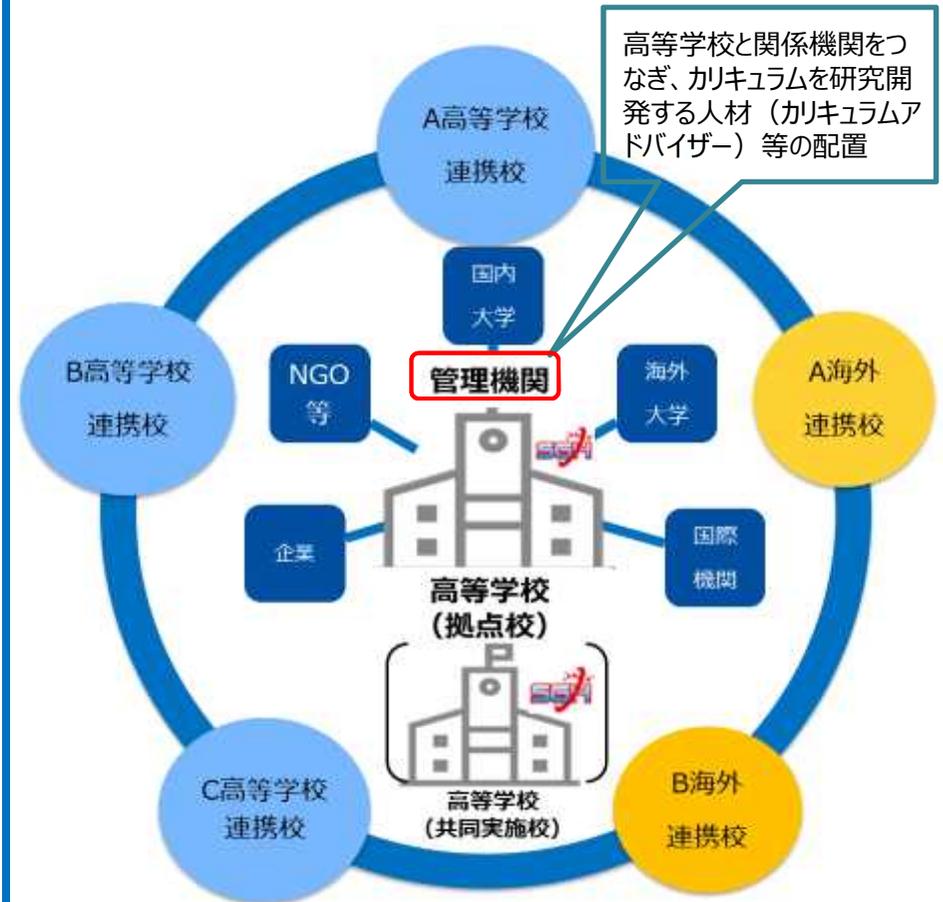


【高校生ESDシンポジウム2018年11月】

- ◆ 大学教育の先取り履修を単位認定する取組や高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム／コースを開発・実践。

- 委託先：都道府県市教育委員会、国立学校法人、学校法人
- 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校
- 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて延長可）
- 拠点校数：15拠点（新規5拠点・継続10拠点）
- 委託経費：年間900万円程度／件（研究開発内容や対象生徒など規模に応じて決定）
- 調査研究：1件（事業の評価・検証の在り方を検討。代表的な取組事例や優良事例を把握・公表）

アドバンスト・ラーニング・ネットワークのイメージ



国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成

今後5年間ほどでアドバンスト・ラーニング・ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、将来的にWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムへとつなげる

5. 道徳教育の充実

| | |
|-------------|-----------|
| (前年度予算額 | 4,207百万円) |
| 令和2年度予算額(案) | 4,236百万円) |

1. 要 旨

平成27年3月に、道徳教育に係る学習指導要領等の一部改正を行い、これまでの小・中学校における道徳の時間を教育課程上、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）と新たに位置付けるとともに、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。

また、高等学校の道徳教育においては、平成30年3月に公示した高等学校学習指導要領において、中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた道徳的価値の理解を基にしながら、人間としての在り方生き方に関する教育の充実を図る等、小学校から高等学校までの系統的な指導の充実を図った。

これらの取組は、道徳教育について「考える道徳」、「議論する道徳」へと質的に転換を図るものであり、令和2年度から順次、全面実施される新学習指導要領を踏まえた道徳教育が着実に行われるよう、改正学習指導要領の趣旨を生かした効果的な指導や評価、推進体制を構築するため研究協議会の開催等を通じた小・中・高等学校の教師の指導力向上を図る。

さらに、学校・家庭・地域の連携による道徳教育の取組の支援等を行う。

2. 内 容

○ 道徳教育の抜本的改善・充実等 4,236百万円(4,207百万円)

(1) 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

小・中学校における道徳科を要とした各教科等を通じた道徳教育及び高等学校における道徳教育の効果的な推進の方法、道徳科の指導方法や評価及び推進体制等に係る指導主事・教員等の研究協議会を開催するとともに、地域教材の活用等による地域の特色を生かした道徳教育の実践・普及、家庭・地域との連携を強化する取組などを支援する。特に、高等学校においては、新たに規定された道徳教育推進教師の育成を中心とした教員研修の資料の開発を行う。

(2) 道徳教育アーカイブの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各学校等で取り組まれている好事例や優れた教材を収集・集約・発信等するための機能を有した「道徳教育アーカイブ」の充実を図る。

(3) 道徳科の教科書の無償給与

小学校及び中学校の道徳科の教科書を無償給与する。



背景

- 平成25年 2月 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について（第一次提言）」
－いじめ問題の根本的な解決に向けた道徳教育の抜本的な充実を提言
- 12月 「道徳教育の充実に関する懇談会」報告－「特別の教科 道徳」（仮称）の設置等について提言
- 平成26年 2月 中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問
- 10月 中央教育審議会から「道徳に係る教育課程の改善等について」答申
－「特別の教科 道徳」（仮称）に係る学習指導要領の具体的な在り方等について提言
- 平成27年 3月 学習指導要領の一部改正等（平成27年度から内容の一部又は全部を先行実施することが可能。）
- 平成30年 3月 新高等学校学習指導要領公示
- 平成30年 4月 小学校において「特別の教科 道徳」が全面実施 ※教科書の無償給与開始
- 平成31年 4月 中学校において「特別の教科 道徳」が全面実施 ※教科書の無償給与開始
高等学校において新学習指導要領（道徳教育関係）が実施

1. 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

①特色ある道徳教育の取組の支援

各地域の道徳教育を推進するための取組を支援。

- ・小・中学校における「特別の教科 道徳」（道徳科）の指導方法や評価方法の研究・成果普及
- ・小・中・高等学校における学校の教育活動全体を通じた道徳教育の効果的な推進のための研究・成果普及
- ・道徳教育を担当する指導主事や道徳教育推進教師を対象とした研究協議会の開催（道徳科の評価及び道徳教育の推進体制の整備 等）
- ・地域教材の活用等を通じた地域の特色を生かした道徳教育の実践・成果普及
- ・家庭・地域との連携強化による道徳教育の充実

②道徳教育アーカイブの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各教育委員会等が開発した教材や各学校等で取り組まれている好事例、優れた教材を収集・集約・発信する機能を有した「道徳教育アーカイブ」の充実を図る。

③社会全体の機運の醸成

社会全体に対して「考え、議論する道徳」の趣旨や内容の理解を広め、学校・家庭・地域が連携して社会全体で子供たちの道徳性を育む機運を醸成するため、シンポジウム等の取組を実施する。

2. 道徳科の教科書の無償給与（小・中学校分）

小学校及び中学校の道徳科の教科書を無償給与する。

6. Society5.0に向けた人材育成

| | |
|-------------|---------|
| (前年度予算額 | 643百万円) |
| 令和2年度予算額(案) | 862百万円 |

1. 要旨

「Society5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」(2018年6月5日)において取りまとめた3つの方向性(①「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供、②基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得、③文理分断からの脱却)に基づき、Society5.0という新たな時代に向けた具体的施策を展開する。

2. 内容

◆新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業【再掲】

453百万円(257百万円)

Society 5.0の時代に求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠であり、その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとしての先端技術(データの利活用を含む)には大きな可能性がある。

GIGAスクール構想を推進し、教師の指導や子供の学習の質をさらに高め、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現するため、様々な先端技術の効果的な活用方法の整理・普及と、その基盤となるICT環境整備を一層促進する必要があり、そのための実証を行う。

◆WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業

151百万円(113百万円)

これまでのスーパーグローバルハイスクール(SGH)などの取組の実績を活用し、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供する仕組みを構築する。グローバルな社会課題のカリキュラム開発や研究内容と関連する高校生国際会議の開催、大学教育の先取り履修を単位認定する取組や高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム/コースを開発・実践。

◆地域との協働による高等学校教育改革推進事業

252百万円(251百万円)

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

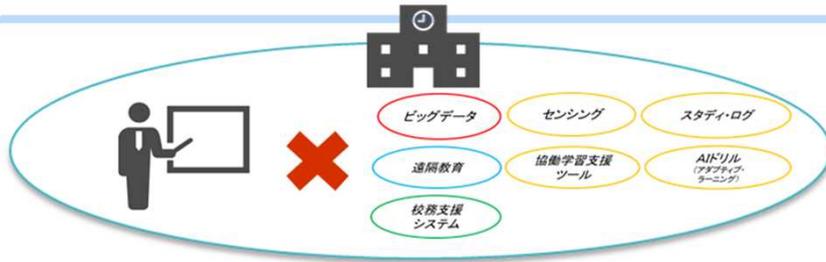
等

趣旨

- Society5.0の時代に求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠であり、その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとしての先端技術（データの利活用を含む）には大きな可能性がある。
- GIGAスクール構想を推進し、教師の指導や子供の学習の質をさらに高め、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現するため、様々な先端技術の効果的な活用方法の整理・普及と、その基盤となるICT環境整備を一層促進する必要がある。

○ 先端技術の効果的な活用に関する実証

- 「誰一人取り残すことない、公正に個別最適化された学び」の実現に向けて、学校現場と企業等との協働により、昨今の技術革新を踏まえながら、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入・活用について実証を行う。
- 学習指導、生徒指導、管理運営等、学校全体において先端技術を活用した事例を創出するとともに、学校教育の中で先端技術が効果的に作用すると考えられる場面とその実施方法等を整理する。



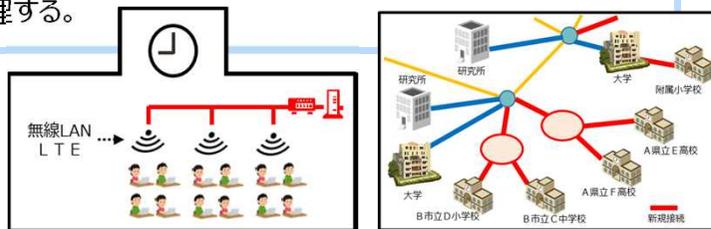
○ 遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証

- 教師の指導や子供たちの学習の幅を広げたり、学習機会の確保を図ったりする観点から、学校教育における遠隔教育の導入・活用に関する実証を行う。
- 遠隔教育が特に効果的に作用すると考えられる活用場面及びその実施方法、ICT機器の設置等に関する留意点等を整理する。
（多様な学習環境の実現・専門性の高い授業の実現に関するポイント 等）



○ 多様な通信環境に関する実証

- GIGAスクール構想の実現に向けて、多様な学校の規模・ニーズ等に対応できるよう、様々な通信回線・ネットワークの構成についての実証を行う。
- Wi-FiやLTE、5Gの利用モデル、また、基幹網としてSINETや商用のネットワークの活用モデル等を整理する。



○ 「ICT活用教育アドバイザー」の活用

- 教育の質の向上に向けて、全国の自治体における学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するため、各都道府県ごとにエリアをカバーした支援スタッフの配置（教員研修講師、指導面技術面助言、遠隔教育実施のサポート等）



成果

- 全国の自治体・学校において、GIGAスクール構想が円滑に実現される。
- 「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向けた、先端技術や教育データを効果的に活用した教育活動が展開される。
- 希望する全ての初等中等教育段階の学校が、学習の幅を広げる観点から、適切な場面で遠隔教育を実施する。

Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

事業概要

これまでのスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業などの取組の実績を活用

- ◆ 将来、イノベティブなグローバル人材を育成するため、文理両方を学ぶ高校改革と高大接続改革を推進するリーディングプロジェクト。
- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生により高度な学びを提供する仕組みを構築。
- ◆ グローバルな社会課題研究のカリキュラム開発や研究内容と関連する高校生国際会議の開催

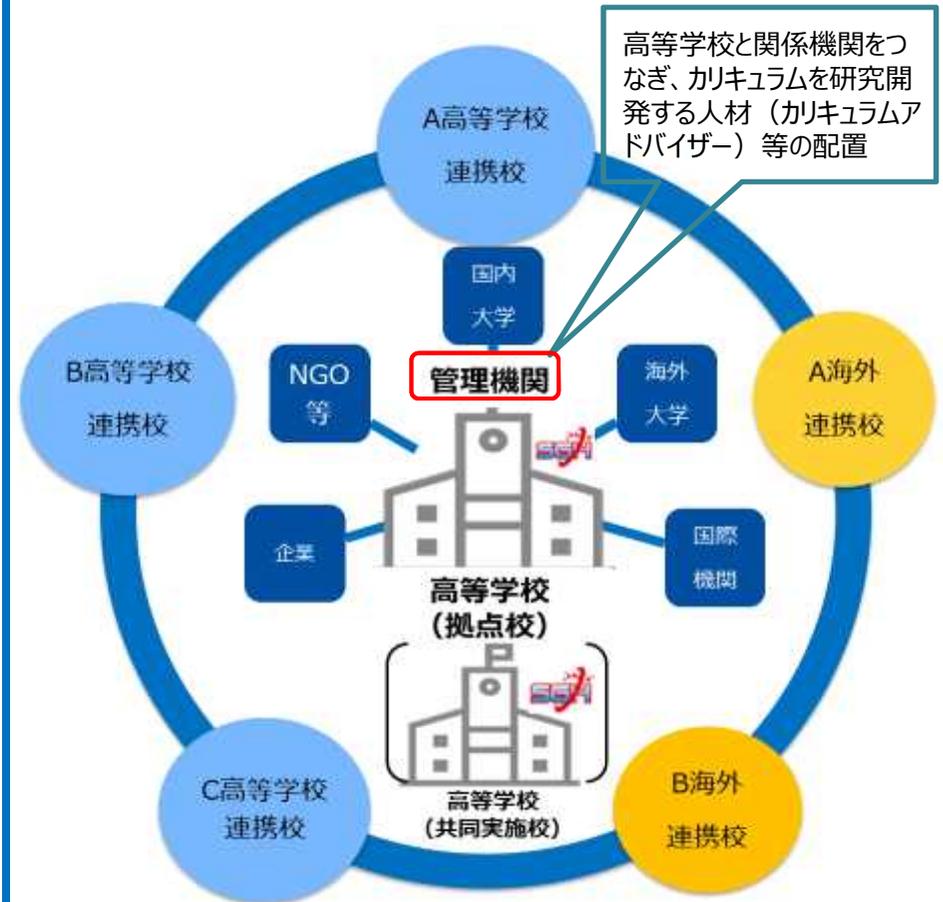


【高校生ESDシンポジウム2018年11月】

- ◆ 大学教育の先取り履修を単位認定する取組や高度かつ多様な科目内容を生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム／コースを開発・実践。

- 委託先：都道府県市教育委員会、国立学校法人、学校法人
- 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校
- 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて延長可）
- 拠点校数：15拠点（新規5拠点・継続10拠点）
- 委託経費：年間900万円程度／件（研究開発内容や対象生徒など規模に応じて決定）
- 調査研究：1件（事業の評価・検証の在り方を検討。代表的な取組事例や優良事例を把握・公表）

アドバンスト・ラーニング・ネットワークのイメージ



国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成

今後5年間ほどでアドバンスト・ラーニング・ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、将来的にWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムへとつなげる

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

令和2年度予算額（案）252百万円
（前年度予算額 251百万円）

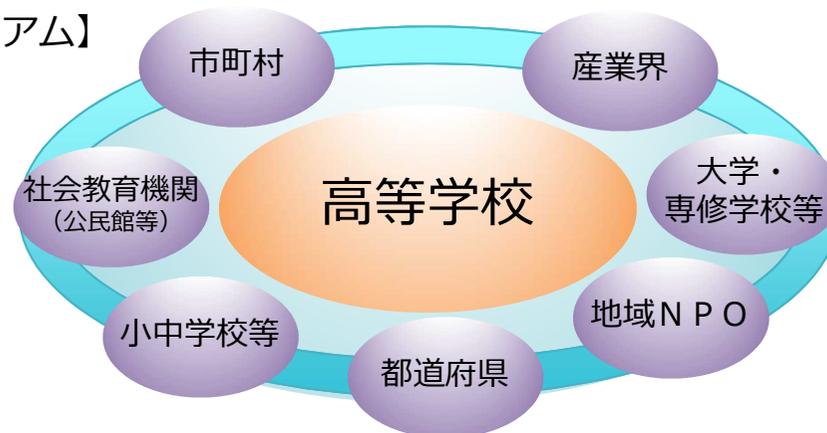


新高等学校学習指導要領を踏まえ、地域を分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等との協働によりコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

- ◆ 地域との協働による活動を学校の教育活動として明確化
- ◆ 専門人材の配置等、校内体制の構築
- ◆ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ◆ 将来の地域ビジョン・求める人材像を共有し、地域協働に資する学習カリキュラムを開発

【コンソーシアム】



地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

(R2新規指定 13件程度)
(R1指定校 合計51校)

【プロフェッショナル型】

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進

〔 ※専門学科を中心に実施
(R1指定校 11校) 〕

【地域魅力化型】

地域課題の解決等を通じた学習カリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

〔 ※普通科を中心に実施
(R1指定校 20校) 〕

【グローバル型】

グローバルな視点を持って地域を支えるリーダーを育成

〔 ※全学科を対象に実施
(R1指定校20校) 〕

【PDCAサイクル構築のための調査研究】

成果指標等の作成検証等による地域との協働による教育改革のPDCAサイクルの構築、成果普及のための全国サミット等を実施

7. 虐待、いじめ・不登校対応等の推進

(前年度予算額 6,931百万円)

令和2年度予算額(案) 7,166百万円

1. 要 旨

「教育再生実行会議提言」、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「第3期教育振興基本計画」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の整備を推進するとともに、夜間中学の設置促進等を図る。

2. 内 容

◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 7,091百万円(6,885百万円)

(1) 外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

7,021百万円(6,690百万円)

① スクールカウンセラーの配置充実〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・ スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置(27,500校)
- ・ いじめ・不登校対策のための重点配置(500校)
- ・ 貧困対策のための重点配置(1,400校)
- ・ 虐待対策のための重点配置(1,000校)
- ・ 教育支援センターの機能強化(250箇所)
- ・ スーパーバイザーの配置(67人) 等

② スクールソーシャルワーカーの配置充実〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・ スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置(10,000中学校区)
- ・ いじめ・不登校対策のための重点配置(500校)
- ・ 貧困対策のための重点配置(1,400校)
- ・ 虐待対策のための重点配置(1,000校)
- ・ 教育支援センターの機能強化(250箇所)
- ・ スーパーバイザーの配置(67人) 等

③ 24時間子供SOSダイヤル

いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施。

④ SNS等を活用した相談体制の構築に対する支援

いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の構築を図る。

- ・ SNS等を活用した相談体制構築事業（30地域）〔補助率：定額〕

⑤ 不登校児童生徒に対する支援推進事業【新規】〔補助率1/3〕

自治体や民間団体等が行う学校以外の場における不登校児童生徒に対する支援体制の整備を推進（67地域）

（2）いじめ対策・不登校支援等推進事業 41百万円（167百万円）

- ① 自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究
- ② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ③ 不登校児童生徒の実態把握等に関する調査研究【新規】
- ④ SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究

《関連施策》

○ 教職員定数の改善

（いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 +100人）

○ 道徳教育の抜本的改善・充実等

○ 補習等のための指導員等派遣事業

- ・ 公立学校における、いじめ・不登校等への対応のため、教師をサポートする人材の配置を支援〔補助率1/3〕

◆ 夜間中学の設置促進・充実 75百万円（46百万円）

平成28年12月に成立した教育機会確保法及び第3期教育振興基本計画等を踏まえ、①夜間中学の新設・運営補助、②都道府県における協議会等の設置・充実、③既設の夜間中学における教育活動の充実を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

（参考：復興特別会計）

◇ 緊急スクールカウンセラー等活用事業 2,219百万円（2,378百万円）

被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。

「教育再生実行会議提言」、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「第3期教育振興基本計画」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の整備を推進する。

■ 早期発見・早期対応 (外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等) 7,021百万円 (6,690百万円)

① スクールカウンセラーの配置充実

- ・スクールカウンセラーの配置：全公立小中学校への配置 (27,500校)
- ・虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置
- ・教育支援センター (適応指導教室) の機能強化
- ・スーパーバイザーの配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

◇第3期教育振興基本計画～抜粋～
(平成30年6月閣議決定)

2019年度までに、原則として、SCを全公立小中学校に配置するとともに、SSWを全中学校区に配置し、それ以降は配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。

② スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・スクールソーシャルワーカーの配置：全中学校区への配置 (10,000中学校区)
- ・虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置
- ・教育支援センター (適応指導教室) の機能強化
- ・スーパーバイザーの配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援



③ 不登校児童生徒に対する支援推進事業

- ・教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、民間団体等の連携による不登校児童生徒の支援体制の整備
- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- ・学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進

④ SNS等を活用した相談体制構築事業

- ・いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の構築を支援 (30箇所) する。

⑤ 幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

■ いじめ対策・不登校支援等推進事業 41百万円 (167百万円)

【いじめ対策、不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】

① 自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究 (2箇所)

- ・子供の自殺予防のため、自殺総合対策大綱に盛り込まれた「SOSの出し方に関する教育」と従来の自殺予防教育を組み合わせて段階的に実施することの有効性を検証するための調査研究

② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究 (1箇所)

- ・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてSC及びSSWの連携の在り方や、週5日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するための調査研究

③ SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究 (1箇所)

- ・SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究

④ 不登校児童生徒の実態把握等に関する調査研究 (9箇所)

- ・不登校になった要因や学校外で受けている相談・指導の状況、支援に関するニーズ等、不登校の未然防止や不登校児童生徒への支援の在り方等を検討していく上で必要となる不登校児童生徒の実態把握等を行うための調査研究

■ 【関連施策】

① 教職員定数の改善

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革実現のための指導・運営体制の構築に向け、教職員定数を改善。その中で、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため、+100人の定数改善を計上。

② 教員研修の充実

教職員支援機構において、いじめの問題に関する情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施

③ 道徳教育の抜本的改善・充実等

教育委員会等が行う研修や地域教材の活用等による地域の特色を生かした道徳教育の実践・普及への支援、道徳科の教科書の無償給与 (小・中学校) 等

④ 健全育成のための体験活動の推進

児童生徒の社会性を育む農山漁村等における様々な体験活動の推進

児童生徒1000人当たりの不登校児童生徒数（小中）
※単位：人



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から6年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度予算額（案）：4,866百万円(前年度予算額：4,738百万円)

補助制度

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市



求められる能力・資格

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）

基盤となる配置

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置（27,500校）

いじめ不登校

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**500校**（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

虐待貧困

- **虐待対策**のための重点配置：**1,000校**（新規）
- **貧困対策**のための重点配置：**1,400校**

質の向上

- **スーパーバイザー**の配置：**67人**（新規）

重点配置等

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度予算額（案）：1,806百万円(前年度予算額：1,722百万円)

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ **全中学校区**に対する配置（10,000中学校区）

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**500校**（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**（新規）

- **虐待対策**のための重点配置：**1,000校**（新規）
- **貧困対策**のための重点配置：**1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置：**67人**（←47人）